

第百二十二回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 三 号

平成三年十二月十六日(月曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 塩崎 潤君 理事 鈴木 俊一君

理事 田辺 広雄君 理事 星野 行男君

理事 与謝野 馨君 理事 小森 龍邦君

理事 鈴木喜久子君 理事 冬柴 鐵三君

理事 愛知 和男君 理事 石川 要三君

理事 上草 義輝君 理事 奥野 誠亮君

理事 亀井 静香君 理事 高橋 一郎君

理事 武部 勤君 理事 渡瀬 憲明君

理事 小澤 克介君 理事 清水 勇君

理事 常松 裕志君 理事 井上 義久君

理事 中村 巖君 理事 木島日出夫君

理事 中野 寛成君 理事 徳田 虎雄君

出席国務大臣

法務大臣 田原 隆君

出席政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君

法務大臣官房司 演崎 恭生君

法務省刑事局長 井嶋 一友君

法務省保護局長 古畑 恒雄君

法務省人権擁護 篠田 省二君

法務省入国管理 高橋 雅二君

委員外の出席者

総務庁長官官房 荒賀 泰太君

地域改善対策室 吉免 光顯君

労働省職業安定 吉免 光顯君

局業務調整課長 南本 楨亮君

労働省職業能力 南本 楨亮君

開発局海外協力 南本 楨亮君

第一類第三号 法務委員会議録第三号 平成三年十二月十六日

自治省行政局選 大竹 邦実君
挙部政治資金課 長 西村 七夫君
会計検査院事務 局長 泉 徳治君
検査課長 仁田 陸郎君
最高裁判所事務 総局人事局長 島田 仁郎君
最高裁判所事務 総局経理局長 小柳 榮治君
最高裁判所事務 最高裁判所事務 局長 小柳 榮治君
法務委員会調査 室長

委員の異動

十二月十六日

辞任

奥野 誠亮君

熊谷 弘君

坂本三十次君

岡崎 宏美君

倉田 栄喜君

大内 啓伍君

同日

補欠選任

上草 義輝君

高橋 一郎君

渡瀬 憲明君

常松 裕志君

井上 義久君

中野 寛成君

十二月九日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第九号)

法律案(内閣提出第一〇号)
裁判官の育児休業に関する法律案(内閣提出第
一三三号)
同月十六日
夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法等の改
正に関する請願(児玉健次君紹介)(第一二五八
号)

同(辻第一君紹介)(第一二八五号)

同(吉岡賢治君紹介)(第一二八六号)

同(外一件)日笠勝之君紹介(第一四一〇号)

同(東中光雄君紹介)(第一四一〇号)

同(宮地正介君紹介)(第一六三四号)

同(夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民法等の改正
に関する請願(児玉健次君紹介)(第一二五九号)

同(大島章宏君紹介)(第一二八七号)

同(辻第一君紹介)(第一二八八号)

同(長谷百合子君紹介)(第一二八九号)

同(大出俊君紹介)(第一四二二号)

同(遠藤乙彦君紹介)(第一六三三三号)

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸
籍法の改正に関する請願(岡崎トミ子君紹介
(第一二六〇号)

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請
願(倉田栄喜君紹介)(第一四一三三号)

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する
請願(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一四一四四号)

法律案

裁判官の育児休業に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○田原國務大臣 まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員についてその俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じてこれらの報酬または俸給を増額することとしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び簡易裁判所判事の報酬、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、裁判官の育児休業に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府においては、最近における女性の社会進出、家族形態の変化等に伴い、育児と仕事の両立を図る施策への社会的関心が急速に高まり、育児休業制度の普及が進みつつある現状にかんがみ、一般職の国家公務員等について育児休業制度を導入するため国家公務員の育児休業等に関する法律案を提出しているところであり、裁判官についてもこれと同様の趣旨で育児休業制度を導入する必要があります。

この法律案は、裁判官について育児休業制度を導入するための法整備をしようとするものでありまして、その要点を申し上げますと、第一は、一歳に満たない子を養育する裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、その子が一歳に達するまでの期間内において育児休業をすることができるとしてあります。その承認の請求は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして最高裁判所に対してするものとし、請求を受けた最高裁判所は、原則としてこれを承認しなければならぬこととしてあります。なお、育児休業の期間の延長の請求は、原則として一回に限り、これを認めることとしてあります。

第二は、育児休業の効果として、育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、報酬その他の給与を受けないこととしてあります。

第三は、当該育児休業に係る子が死亡した場合等一定の場合には、育児休業の承認は失効することとするともに、最高裁判所は、裁判官が育児休業の承認の取り消しを申し出た場合等一定の場合には、その承認を取り消すこととしてあります。

第四は、裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取り扱いを受けないことを明らかにしてあります。

第五は、退職手当に関する育児休業期間の取り扱いについて、所要の規定を整備することとしてあります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○浜田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○浜田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木喜久子君。

○鈴木喜久子君 社会党の鈴木です。まず、裁判官と検察官の報酬等また俸給等に関する法律の一部改正案について伺います。

裁判官の方の十五条、それから検察官の九条という規定がございまして、この規定の趣旨を簡単に御説明いただけますでしょうか。

○濱崎政府委員 裁判官の報酬法十五条におきましては、判事及び簡易裁判所判事の報酬月額につきまして、いわゆる特号という措置を講じているわけでございまして、検察官につきましても、九条におきまして、副検事の俸給につきまして特号の規定を設けているわけでございまして、

この規定の趣旨は、判事につきましては、一号の上の特号を設ける、簡易裁判所判事、副検事につきましても、一号の上の特号を設けるというところでございまして、一号の上の特号を設けるというところは、判事一号と検事一号、これは同額になっていてるわけでございまして、検察官よりも定年が二年長いというように考慮いたしまして、特に経験の深い判事については一号よりも上の特別の給与を支給するのが相当であるという裁判官が存在するということから、この特号の規定が設けられたというふうな承知しております。

また、簡易裁判所判事、副検事につきましては、それらの者の中には、その経歴等に照らしましてこの一号の額を超える額の報酬あるいは俸給をもつて過するものが適当であると認められる者がおりますので、そういう優遇措置として特別の俸給額を支給することができるといふことにしたものでございまして、そのように承知しております。

○鈴木喜久子君 いずれも、要するに裁判官でも一号よりも上の特に経験を積んでいる方がおられる、そういうことで非常に専門的にもつと優遇をすることが必要な場合には、一般の公務員に比べますと非常に大きな額を支給するということになっていて、その説明としては、ただ単に、裁判官の中に特というのがあるよりも上にあるのだ、副検事についても同じだ、簡易裁判所さんについても同じだ、そういうふうな御説明だけで、ほかの公務員とは違って特にこういう制度が裁判官や検察官にどうしてあるのかというところがよくわからなかったもので、すからお聞きしたので。

こういう特別に裁判官や検察官という司法に携わる人にこういう形で優遇措置をとっておられる、これは、司法の権威を守り国民の信頼を守るためには私も必要なものではないかと思っておりますし、今回の報酬等に関する法律の一部を改正することについて決して異議を申したいわけではないのですが、ただ、裁判官や検察官というのは特別な職務であるがゆえに、一面、何と申しますか、非常に不利益と私たちが考えるようなことがあるのではないかと。特に裁判官や検察官について時間外の勤務、例えば休日の出勤であるとか残業であるとか、または宅調といつて御自宅であるような裁判書の起案などをされることがあると思うのですけれども、こういうことについて手当というものが出ないというふうな聞いています。それならなかはいかなるものでしょうか。例えば裁判官というのはなぜこういうものが出ないのだからかというふうに思うのですけれども。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、裁判官につきましては、超過勤務手当がございまして、かつ休日給

といったものは支給されないということになっております。これは、裁判官の職務というものは必ずしも時間単位でとらえることができない。例えば令状事務でございまして、保安事務、そういったものにつきましては、休日でもございまして必要に応じて処理をしなければならない、時間外においても処理をしなければならないという性質のものでございまして、時間単位で勤務というものを捕捉することができないということから、時間単位で観念するそういった時間外の勤務に対する手当というものはこれを置かないということにしているわけでございしますが、ただ、実質におきましては、従来から御説明申し上げておりますように、裁判官の報酬の額というのは、一般の行政職、一般の政府職員に比べて相当優位な額ということで定められておりまして、その中には、そういった勤務の特殊性を考慮して、いわゆる超過勤務手当といったような性質のものも織り込んだ上で報酬月額が定められているわけでございします。そういったものも含めて考えた上で、なおかつ裁判官の報酬については一般の政府職員よりも相当優位な状況を保っているわけでございします。そういうことで、そういう手当が支給されないというところによって特別に裁判官の勤務が過酷な状況に置かれているというふうには、私どもとしては承知していないところでございします。

なお、今回、一般職の国家公務員の給与法の改正におきまして、管理職員の特別勤務手当というものも新設されることとされておりますけれども、この制度が新設されますと、裁判官につきましてもこれに準ずる形でそういった特別の休日日の出勤に対する手当が支給されるという運用になるものと承知しております。

○鈴木(喜)委員 報酬は大変優位になっているから、だからその勤務の特殊性でこへ出ていくのもそれはその中に織り込み済みだということになるのでしょうか。御答弁ではそうなると思うのですけれども、非常に合理的ではない形だと思ふのです。例えば先ほどの令状でありましてとか、

そのほかいろいろな時間外があると思ひますけれども、だからといって、そういうものを時間外勤務の時間給として考えることだとして決して不可能ではないわけですが、優位を保つというのは、もう少し違った、法曹に属する方々のいろいろな意味での、何といひますか、品格であるとか、または決して悪いことをしてはいけなものであるとか、そういうことのための担保ではないかと私などは思っているのですけれども、ただ単に時間外勤務の織り込み分であるというふうには私は考えられないし、そうであるとする、その点とごちやごちやになって非常に合理的ではないのではないかと思います。

例えば出張した場合の旅費や特別手当といううな、日当たりの金額とか、そういうものはやはり出ないのでしょうか。

○仁田最高裁判所長官代理者 裁判官に關しまして、事件の出張でございまして、あるいは本庁から支部へへん補をする場合でございしますとか、そういう場合には国家公務員の旅費法によりまして、旅費あるいは日当等が支給されることになっております。

○鈴木(喜)委員 それでは日当というものが出るのですから、実際問題として休日に出るものというふうなものもこれから考えていかれた方が、大いに予算もたくさん獲得されてやっていった方がいいのではないかと私は思ひます。

というのは、そういうことがないためなのではなかろうでしょうか、いわゆる水増し、または出張というところについて、十一月三十日、十二月一日付の新聞等によつていろいろと裁判所の中のご報道されました。平成二年度一年間で千六百件にも上つて、千九百七十万円だといふ。それが水増し、いわゆる出張というのでしようか、そういうことであつて、しかもその中には裁判官も約百人ほど含まれているんだ、そしてまたその次の新聞では、四地・家裁所長も入つていて、それから事務局長なども受け取つた中に入っているんだ、こういうようなことが知らされているわけだ。

千六百件で千九百七十万円ですから、平均しますと、一回で一萬ちよつと、一萬ちよつとのお金が多いか少ないか議論はありますけれども、しかし、そういうことで非常に不名誉な、裁判所の信用を傷つけるような形が、いわゆるこういふ出張といふことで大きく宣伝をされているということにかんがみますと、この一万円という額でどういふことになつてしまふというのは、私は裁判所に対して非常に残念な思ひがしてならないわけだ。

こういった形で、法を守るべき裁判所がその法を犯してといひますか、こういうことになつていくといふこのこと自身、まずごまかすこと自体、これは絶対おかしい、不正行為であるけれども、法に対する信頼を大きく世間に失わせるという意味でも非常に大きな影響をもたらすことだと思ふのですけれども、この点については最高裁としてはどうお考えでしょうか。

○仁田最高裁判所長官代理者 裁判所におきまして旅費の経理に關しまして適正を欠く事実がありまして、このことは、まことに遺憾なこととございまして、申しわけないことと考へておるところでございします。裁判所といたしまして、会計検査院の指摘を厳密に受けとめておるところでございします。

御指摘を受けました金額につきましては、十一月末までに全額国庫に返納いたしましたし、さきに、速やかに関係者の処分をする旨言明したところとございします。

裁判所に対して今まで寄せられました信頼を大きく裏切る結果になりましたことは、重ねて申しわけないことだと考へております。そういうことで、私どもとしましては、最高裁判所の裁判官會議の命を受けまして、二度とかかる事態が生じないように厳正な予算の執行を行うなど、職務の執行に万全を期し、国民の信頼を回復するよう努める旨の最高裁判所事務総長の通達を既に発出いたしました。今後こういうことがないように内部監査の充実等に努める所存でございします。

○鈴木(喜)委員 刑事局長いらつしやいますのでちよつと伺いたいのですけれども、これもいわゆる刑法上の問題になるんじゃないかと思ふのです。横領とか背任とか詐欺とか、大きく言いますとそういう問題になると思ひますけれども、この点だけまず伺つておきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 突然のお尋ねでございしますが、構成要件というふうな形から見ればおっしゃるようなことになるのかもしれませんが、委員御案内のとおり、犯罪というのは、それをやる気になつて何かをやるということでありまして、形としてそういうことがあるということと違ふんじゃないかと思ひます。いずれにいたしましても、事実関係を私はつきり知りませんし、またこれを判定するもの、言うなれば私どもでなくて捜査機関でございしますから、余り深入りした御答弁は差し控へさせていただきますと思ひます。

○鈴木(喜)委員 この問題については、厳密に言へばそういうことになるし、一人一人の金額、一回一回の金額は確かに一万円くらい、もしかしたら可罰的違法性がないかあるかという問題になるかもしれません。しかし、全部を合わせますと二千万円ぐらゐのものになるわけですから、非常に大きな問題ではあるわけですが、しかもそれが集団的な問題になつてくるんじゃないかと思ひます。この点は先ほどの最高裁の御答弁もありましたように、これから先は絶対にこういうことのないように十分にやつていきたいと思います。

しかし、どうして会計検査院でこれがわかつてきたのか。なぜこれがばれるのか。普通ならば、行つてきましたよ、泊まることを泊まらずに帰つてきましたよというところで、泊まりましたと言へばそれで済んでしまふのではないかと、いふに思ふのですけれども、その点、どうして会計検査院はわかつたのでしょうか。

○西村会計検査院説明員 お答えいたします。裁判所から毎月提出されてございします前渡資金出納計算書の証憑書類というものがございします。

そのうちの職員旅費の請求書につきまして調べましたところ、近距離の出張につきまして宿泊をとっている者がかなりございました。そこで、各裁判所に出向きましてその実態につき精査いたしたものでございます。

○鈴木(喜)委員 聞くところによりますと、近距離というのは、東京を中心として考えた場合には千葉とか横浜とか宇都宮とか、そういうところだということにお聞きしています。そういう近距離が多いということであつたということなんです。これは本当にその個人個人の懐に入ってしまったということなんです。それとも名目的にそういうことになって、例えば裁判所や何かで何かに使わなければならないことがあるもののものにプールをするとか、そういう形になっているのですか。いろいろな職員や裁判官や、そういう一人一人の懐に入ってしまったということなんです。

○仁田最高裁判所長官代理者 どのように使われましたかについては個々には十分に把握はいたしておりませんけれども、緊急に増員しました際の特急の料金ですとかタクシー代でございますとか、あるいは旅行の雑費等に充てられたというものがほとんどございまして、プールをして別途の用に供するということとはございません。

○鈴木(喜)委員 しかも、これについてもう一つわからないのは、平成元年以前には本当にないのですか。要するに、平成二年だけ特にこういうことがあつて、平成元年や昭和六十三年や六十年代とかそういうところにはこういうことはなくて、平成二年だけ裁判所でこういうことが行われたというところなんです。

○仁田最高裁判所長官代理者 平成元年度以前につきましても多くの庁が会計検査院の実地検査を受けておりますけれども、旅費の予算の運用について検査院から指摘を受けたことはございませぬ。また、平成元年以前の状況につきましても内部監査を実施しておりますが、その過程では不審な点は見当たりません。今回改めて調査をする

いうことになりましたと、日時の経過もございまして書類の整合が非常に難しいとか、あるいは職員が既に退職をしたり転勤をしたり等いたしておりますが、非常に困難な状況にございまして、可能な範囲で調べました限りでは、特に今のところ問題となる状況は見当たらないというように考えております。

○鈴木(喜)委員 非常に不思議な気がしますね、平成二年だけあつたということは。これは会計検査院の方にも伺いたいのですけれども、先ほどの近距離出張で泊まるのが非常に多かったということ、どうしてだということから端緒があつたということなんですけれども、そうすると、平成元年とかその前の年は、そういった帳簿や伝票等はそのときには検査されていなかったということなんです。

○西村会計検査院説明員 私ども毎年検査をやっておりますのでございすけれども、平成二年につきまして特に旅費の検査を重点的にやつたということが一つの理由でございす。

○鈴木(喜)委員 わかりました。特に検査をしたから出てきたんだ、特に検査をしないときは出てこないんだというふうに私は今の答えを伺っています。そうしますと、これまでの間ということについても疑問をぬぐうことはなかなかできない問題だと思ひます。ですから、今後こういうことがないように、またこれは毎年検査していただかなければならぬし、そうしていかねばならないという問題はなかなかなくなつていかないと思ひます。

また、これは裁判所に限つたことではなく、各省庁それぞれでやはり同じような問題を、前にももう十数年以前にもこういったことも二度と繰り返さないというような答弁があつたと聞いておりますけれども、そういったことが他の各官庁でも行われているのかないのか、その点についても、これからの会計検査院の肩にかかつていただきたいと思いますから、しっかりとよく検査をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは伝票があつて、確かに横浜や通勤圏でおかしいじゃないかというようなことが出てくるのですけれども、全行つていない空出張というのはどうやら探ることができのようです。これを会計検査院の方に一言伺いたいと思ひます。

○西村会計検査院説明員 私ども毎年検査をやっているわけではございすけれども、全行つていない出張を見つけるのは非常に難しいございまして。と申しますのは、出張命令あるいは出勤簿その他につきましては必ず整備するものでございすので、そのようなことを発見することは、こう言つてはなんですけれども、不可能に近いと言つた方がよろしいかと思ひます。

○鈴木(喜)委員 わかりました。ですから、そういう形のときはも本当にお手上げだと思ひますけれども、そこまでの疑惑を国民に持たせることのないように、これから先しっかりとやっていただきたいと思います。

報酬が非常に多額に支払われるような、そしてそういうことで法のきちんとした信頼を守つていこうという、そういう形をとられてる裁判所、裁判官のところ、そういうことが起こつたということ、しかも一回の金額が一万円強だということ、私は何か非常に悲しくなつてしまふような気分がいたします。これからぜひ汚名の挽回をしていただきたいと思います。

この点に關しまして、法務大臣、どう思われま

○田原国務大臣 公務員一般の問題にも共通することではございすので、厳正に事務を進めていくようにしなければならぬ、そういうふうに考えます。

○鈴木(喜)委員 何かちよつと頼りないお答え、ただ厳正に進めていく、当然ですけれども、もう少しこの問題に腰を入れて取りかかるといふ姿勢をはつきり示していただきたいと思います。時間の関係で次の問題に行きます。

裁判官の育児休業法についての問題でございす。

国家公務員、また地方公務員の場合も、この育児休業法の適用ということで同時にいろいろと審議がされているところでございすけれども、この中で、裁判所の裁判官の場合と比較しますと、幾つか国家公務員等の場合と違う部分が出てきます。これについて伺つていきたいんですけれども、まず、育児休業に伴う臨時的な任用ということがなされてない、これはどういふわけであつたのでしょうか。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、一般の国家公務員の育児休業制度におきましては、育児休業をとつた場合の対応として「臨時的任用を行うものとする」という規定が用意されておりますけれども、裁判官の育児休業法においてはそのような規定を設けておりません。これは、裁判官は非常に強い身分保障がされておまして、任期が十年とされており、その任期中は、裁判官弾劾法でございすとか裁判官分限法でございすとか、そういういった手続によらなければ解任されないという強い身分保障がございす。したがひまして、裁判官を臨時に任用するということが出来ないわけでございます。したがひまして、育児休業をとつた後の職務につきましては、他の裁判官をもつてこれを穴埋めしていただくという運用をお願いするはかないわけではございす。

○鈴木(喜)委員 そうしますと、こういうものから臨時というのがないんだというふうに言われますと、なかなか裁判官は休みにくいんじゃないかと思ひます。もう一つ、育児休業の短縮というんです。育児休業を自分の方からもう要らないというふうに言えば途中で取り消しの申し出ができるというところが、これも裁判官だけに特別にあるわけだけれども、これと一緒にしますと、どうも、いろいろなところから補てんされてくる裁判官によってやられる、また、そつちのどこかの、回されてきた裁判官の向こう側の方は非常に

手が足りなくて困っている、そういう状況が見えてくると、なかなか育児休業ということで休業をとりにくいんじゃないかというふうに思うんですけれども、この取り消しの申し出ということも裁判官だけに規定されているところですので、この点と相まって非常に問題の多いところじゃないかと思ひます。

もう一つ、部分休業に対する規定というものがありませんから、例えば午前中だけ休ませてほしいという言い方はできない。丸々一日それならば育児休業しちゃいなさいという形になっている。そこがまず一つあると思ひます。

取り消しの申し出ができるということ、部分休業がないということ、この点も裁判官の特殊性という点で認められるとお考えでしょうか。

○濱崎政府委員 まず取り消しの申し出でございしますが法案の五条二項の第一号といたしまして、育児休業をしている裁判官から承認の取り消しの申し出があった場合は、最高裁はその承認を取り消すものとするという規定を用意しております。

この規定を設けました趣旨は、裁判官の身分保障という趣旨にかんがみて、一たん期間を定めて育児休業をとりました場合にも、途中でその必要がなくなったあるいは勤務に復したいという希望を持った場合にはいつでも自由に職務に戻れるということを確認しよう、その方が適当であるという判断に基づいて導入した規定でございまして、決して、これによってできるだけ早く復職するように慫慂しようという趣旨でつくったものではないわけでございします。御指摘の、裁判官が育児休業をとりにくいとか、あるいは一たんとして一日も早く戻らなければならぬというような雰囲気になるかどうか、これは、この制度の趣旨に対する裁判官所あるいは裁判官一般の理解、それから育児休業を必要とする裁判官の意識、そういった問題、そういったことについては、この法律の趣旨が十分に生かされるようなそういう雰囲気づくりの運用に努めていただきたいというふうに考えている次第でございします。

次に、部分休業の御指摘がございましたけれども、この部分休業制度、一日の勤務時間のうちの一定時間とか二時間とか一定の時間を限って育児のための休業をとる、その間は時間割りで給与を減ずる、こういう制度が一般職の国家公務員の育児休業制度については設けられているわけでございしますが、御指摘のとおり裁判官についてはこの制度を設けておりません。

この理由は、先ほどちょっと触れましたように、裁判事務というものは、令状事務とか保全処分事務など緊急の事態には直ちに対応する必要があるというものもあります関係で、夜間等の一般の勤務時間外におきましても対応することが要求される場合も少なくない、そういった特殊性を持つていられるわけでございします。裁判官については、その勤務を時間単位でとらえる、あるいは時間単位で報酬というものを観念するということが困難でございします。そういうことから、先ほど御指摘ありましたように、時間単位で勤務というものをとらえる超過勤務手当というものは裁判官には支給されないということになっているわけでございします。

そういうことでございしますので、勤務しない時間に対応して給与額を減額する、こういう部分休業の制度は裁判官の職務の特殊性からくる勤務体制・報酬等の体系にはなじまないということから、最高裁事務局とも御相談しました上、裁判官についてはこの制度は導入しないということにいたしましたわけでございします。

○鈴木委員 それではお答えになってないような気がします。

というのは、事実上休みがとりづらいかどうか、またはとつても、またそれをどうしてもやはり取り消すと言わざるを得なくなるかどうかという、その判断をするというのは、裁判官の特殊性、特殊性というだけでは考えられないところじゃないかと思うのです。発想が逆から来ているような気がするのです。やはり、子育てをする、育児のために必要な期間は男性も女性も育児のために休業

することができるといことを一番わかっていただきたのは最高裁そのものであつて、裁判官自体であるとか、そちらの自覚の問題ではないかと思うのです。とつて、そこで育児をするということにが次の時代を担う子供たちのために必要なことだ、だからこそ男も女もそこでとれるんだという、これを裁判所自身がよくおわかりいただければ、この問題について裁判官の特殊性だけを振り回してこつたことに弾力的に対応できないかということは、非常に私は心外であるというふうに思わざるを得ないのです。この点もよく運用に当たつて、先ほどおっしゃいましたようにとりづらいか、やはり取り消しを申し出ざるを得なくなるかどうかという、このあたりの一個一個の裁判官の生活というものをもう少し考えていただけて御配慮をいただきたいというふうに思ひます。

こういった弾力的な対応ということの中にもう一つだけあるのですけれども、これも他の公務員と比較しますと、復職後の給与の調整という条項がないというところになっているのですけれども、これも時間がたつていって簡単で結構でございしますが、この点はいかがでしょうか。

○濱崎政府委員 一般職の国家公務員につきましては、御案内のとおり、一定期間良好に勤務したということをもって昇給の要件とするという規定があるわけでございします。いわゆる定期昇給と呼ばれるものでございします。そういう規定がありま

すために、育児休業期間をその昇給の場合の勤務期間の計算上どうするかという対応をすることが不可欠であるということからそのような規定が置かれていられるわけでございします。裁判官の場合には、一定期間の勤務によって昇給するという規定あるいはそういう規則、そういうものがないわけでございします。そういうことに対応する規定が必要でないというところで規定を置いていないわけ

でございまして、あとは昇給については最高裁における運用ということにゆだねられているわけでございします。

○鈴木委員 そうすると、最高裁の胸のうち

でどういうふうにも決まるということで、一定期間勤務しても機械的に上がっていくかいないんだからいいじゃないかということになると、裁判官の場合には、そこで育児休業をとったということによって、裁判所としてだから報酬の値上げということは全くなくともいいという判断もあり得るわけですから。そうすると、他の国家公務員の場合に比べると非常に不利に扱われることになるんじゃないかと思ひますけれども、一言、いかがですか。

○濱崎政府委員 この育児休業法の精神を十分に考慮されて、最高裁において適正な運用をされるものと確信しております。

○鈴木委員 最高裁も今いらしておられますし、ぜひこの点については御配慮をきちんといた

だきたいと思ひます。育児休業法の趣旨というものを踏まえた上で、他の公務員や、その他の働く人たちと同じだけの、そうした不利益を受けない、育児休業法の利益というものを享受できるように形にしたいだきたいというふうに切に思ひます。そしてまた、将来的に本法が改正されること

が、一応三年後にまた見直しというところであるが、その点についてもやはり同様に、そこで不利益のあることのないようにお願いしたいと思ひます。

次の問題に移ります。

連日、このところ新聞紙上にぎわしていま

れからまた報道はいろいろと、だれがどうしたという部分がたくさん報道されています。

その中で明らかになってきたことを全部見てみますと、新聞で見る限り、要するにこのことについて関係者の証言というのは、関係者の証言ですからわからないとしても、御本人のインタビュー、そこでの御本人の回答というものは、きっちりした、それは信憑性のあるものだと思えます。その御本人の回答というものは出てくるわけですが、まして、それから判断をしていきますと、少なくとも政治資金規正法に違反することはやはり明らかではないかというふうに思われるわけですけれども、この点と、また捜査の開始云々については九日以降いろいろと進展があったのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○井嶋政府委員 今委員いろいろ御指摘がございましたように、最近の報道によりますと、その真偽はともかくといたしまして、いろいろ共和をめぐる事実関係が具体的な事実を伴って報道されておるといふことでございまして、そういった意味におきまして、検察当局もこの報道については十分承知をしておると思っております。

御指摘のように、それに対して検察がどのような対応をしておるか、こういう御質問でございましてけれども、検察が一般的に一つの事実についてどのような対応をするかというのをこの場において申し上げることは、事柄の性質上いつも差し控えていただいておりますわけですが、そういった御指摘のような刑罰法令に触れるようなことがあれば、従来検察は適切に対応してきたわけでございますので、そういった意味で、私もそういったしましてはその対応を見守りたい、このように考えておるところでございます。

○鈴木(喜)委員 刑罰法令に触れるようなことがあれば、それから見守りたい、この点が私たちとしては非常に納得がいかない点でございます。例えば、これはもう刑罰法令には触れるのじゃないか。触れるようなことがあれば、というのは調べてみなければわからないとおっしゃるなら、それ

でも調べないのか。ここまでいろいろ出てきているのに調べないということにはまずあり得ないと思うのです。ですから、あればというふうなお答えがまず一つ非常に納得がいかないこと。

それからもう一つは、見守る。見守ってもらっているのは困るのであって、これは何らかの手を打ってもらわなければいけないので、私たちはじっと見守りますけれども、警察や検察がここでじっと見守ってもらっても、それでは何にもならないのじゃないかというふうに思うのです。特にこれは政治に対する不信感を国民に招かせる問題ですから、これに迅速に対応していただくのが必要なことだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○井嶋政府委員 委員既に御案内のとおりと思えますけれども、犯罪の捜査というのは、刑事訴訟法に基づいて適法に集められた証拠に基づいて認定をし、それに法律を適用するという作業を行うわけでございます。それはもう一定の機関に独占的に与えられているものでございまして、そういった意味におきまして、私がこの場で、証拠関係も何もわからない状況において、おっしゃるような意味合いでお答えをすることができののかどうかということはお考えいただければおわかりいただけると思えます。

それから、見守るということでございますけれども、これも、実は犯罪ありと想定した場合に捜査権を発動できるのは捜査機関だけでございまして、法務大臣の補佐をいたしております我々事務当局の者が適切に対応しろということをお願いすること自体やはりできないことではございまして、そういった意味で、行政当局といたしましては、検察、捜査当局の出入を見守るということ以外には申し上げがたい、こういうことでございまして、○鈴木(喜)委員 それでは自治省の方に伺いたいのですが、政治資金規正法というもののなかでは、政治団体、唯一一個しかないところに非常に多くのこういった資金が流れていたという事実がある、こういったことで、平成二年の収支会

計には偽りがあったというふうな形について、自治省の方の検査というものは、聞くところによりまして、ただ単に計算上縦横の数字が合っていればそれだけでよくて、その中身にまで何も行き渡るわけではないのだというふうに聞いたのでございます。そうすると、そこでは自治省のやっている届け出というものについては全く意味をなさないのじゃないかと思うのですけれども、この点はいかがでしようか。

○大竹説明員 お答え申し上げます。自治省といたしましては、政治資金規正法上たまたまのような調査権を有するだけでございまして、個々具体的な事実関係を調査する権限は与えられておりません。したがって、事実関係を調査する立場にはございしません。これは、法律上の規定といたしまして、行政庁が政治活動に対しまして不当な介入等になることを防ぐために設けられた規定だと理解しております。

○鈴木(喜)委員 不当な介入はしては困ると思うのですけれども、しかし、自治省でやっているそういった報告書の提出等がただ単に縦横の数字を合わせるだけであつたならば、この問題は、たまたま共和という会社がほかの詐欺事件を引き起こして、そこでわかつてきたからこういう問題が出てくるわけで、そうではなくて、正常な活動をしている会社でこういうことがもしあつたとするならばこれは全然目に見えてこないわけだし、縦横の数字が合っているからというだけでは全く水面下になってしまふ。これでは政治資金規正法というものがあつたところで絵にかいたもちというか、何の機能もしてこないのじゃないかと私は思うのです。これを何とかチェック機能のために、やはりそこで何らかのチェック機能の働かなければいけないのではないかと、正當な介入であるならばこれは必要なことではないか。この点は自治省の方ではどうお考えですか。

○大竹説明員 政治資金規正法上の調査をめぐりましていろいろ御議論があることは承知してござ

いますけれども、ただいま申し上げましたように、法律上このようになってございますので御理解を賜りたいと思えます。

○鈴木(喜)委員 こうした問題について、そこもわからない、例えば今言ったように何のために届け出るのか、そういうことが全くわからないときに、検察の方は見守っているということでは、これはまたなかなか話が出てこないわけで、この点、検察はいろいろな立場もあるし、現在お答えいただいた方がそのまでの権限がないから検察の権限ですとおっしゃればそれまでのことだとは思いますが、しかし、こういった問題については、ただ単に見守るのではなくて、もう少し積極的な、そして国民の要求に合った形で迅速な捜査を行っていただきたいというふうに切に思うわけですが、そしてもう一つ、これも法の解釈の中で、マスコミとか検察の取り調べ等があつて事実がいろいろとわかつてきた場合なんですから、この場合には公選法上で選無効ということもあり得るのでしょうか。その点、ちょっと自治省に伺いた

いのですけれども。

○大竹説明員 自治省といたしましては、事実関係を承知してございせんので、答弁を差し控えてさせていただきます。

○鈴木(喜)委員 こういう問題が出てくると、どの省も、何か差し控えたり、立場上言えなかったり、捜査の秘密があつたりで、何も出てこないで非常にいら立ちを感じるわけですが、この問題自身がそういったたまたまの事件の中から出てきたということが私には最も腹立たしいところで、何とかこういう問題も、水面下でなくてチェック機能を働かせるような形でこれからお考えいただきたいと思うし、私の、そして国民の希望であると思えます。

時間が来ましたので、ここで終わります。

○浜田委員 小森龍邦君。
〔委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席〕
○小森委員 先ほどの鈴木委員との質疑応答での重複部分をなるべく避けさせていただいて質問を

いたしたいと思ひます。

まず裁判官、検察官、特に最高裁判所の長官と
検事総長の問題であります。給料表全体を見ま
すと、今回の人事院勧告に基づくアップ率が、そ
れぞれの地位におきまして相当な開きがございま
す。六・五というところもあればあるは二・五く
らいのところもございまして、私は、常識的に言
うと、百五十万とか二百万とかの月給をもらって
おるところが薄くて三十万とか四十万のところ
が、そこが低くて二百万になんたんとするところ
が高いというのがどういふ意味なのか、その辺よ
くわかりませんので、その物の考え方をちよつ
と簡単にお知らせいたしたいと思ひます。

○濱崎政府委員 裁判官、検察官の報酬、俸給に
つきましては、これは旧米からそうさせていただ
いているわけでありまして、いわゆる対応
金額スライド方式という方式で、一般の政府職員
の例に準じて引き上げをするという方法をとつて
いるわけでございます。今回、裁判官、検察官の報
酬及び俸給の引き上げの率、これもそれぞれ対応
する一般の政府職員、特別職の国家公務員及び一
般職の国家公務員の引き上げ率に倣つて引き上げ
ているということで、御指摘のようなアップ率の
違いというものが出てきているわけございま
す。そのもとになります一般の政府職員の俸給月
額の引き上げがどういふ考え方に基いてされた
のかということ、私どもの所管外でございます。

御案内のとおり、一般職の国家公務員の給与引
き上げは人事院勧告に基づくものでございま
す。特別職の国家公務員の給与の引き上げは総務
庁において、一般職の給与の引き上げを参考にし
て行われたものでございまして、どういふ考えに
基いてこういうことになっているのかというこ
とは、私どもの方からお答えしにくい問題でござ
いますけれども、私どもの承知しているところを
申し上げますと、一般職の職員の俸給の引き上げ
につきましては、人事院勧告を完全に実施するこ
う形で行われているわけでございます。人事院勧

告におきましては、行政職俸給表(一)、いわゆる行
(一)でございまして、これにつきましては、民間給
与の傾向等に照らして初任給及び若年層の職員の
改善に重点を置く、あわせて本省庁の職員を念頭
に置いて改善を行う必要があるというふうに行つ
ておられます。指定職俸給表につきましましては、
昨年に引き続き、行政職を若干上回る改善を行う
ものとし、民間企業の役員給与の実態に相応した
適切な改善を図られるようさらに検討を進めると
いうふうな指摘されているところでございまして
す。

また、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給の
引き上げにつきましては、私も承知しているところ
では、特別職の職員の給与については、給与
体系上の均衡を図るといふ観点に立つて、一般職
の職員、特に指定職職員の給与の改善状況を勘案
して改定を行う、それから内閣総理大臣等の給与
水準につきましては、昭和五十三年から五十七年
までの財政事情等から改定が見送られたという
ことから、過去に比べて相対的に低下している
という状況にある、そういった事情を考慮して、指
定職最高号俸と同率の改定を行うことにしたの
だ、こういうふうな承知しているところでござい
ます。

○小森委員 余り詳しい数字的議論は、他の問題
もございまして、ちよつときこの場で私で
きませんけれども、これは指摘だけさせていた
きたいと思ひます。

簡易裁判所の五というところ、正式にはどうい
う呼び方をするのか知りませんが、副検事の
二、四十三万九千七百円のところ、三・五%の
アップで、金額からいくと一万五千六百円。最高
裁判官は百九十八万五千円のところ、六・五%上
がりました、十二万九千四百円。つまりその上
がった金額だけを率で計算してみますと、実に
八二倍を超える。では、もとの金額はどれくらい
の差があったのかという四・五倍である。四・五
倍のものが四・五倍の均衡を保つように上げるため
の是正をしたというならわかるけれども、それが
八何倍も上がる。不公平なと言葉で、私らの

ところでは高いところへ土を盛るという言葉で言
いますが、高いところへ土を盛ることになってお
るのではないかと思いますので、これは私が疑問
に思ふ根拠だということだけをきようは申し上げ
ておきたいと思ひます。

それから育児休業法の問題であります。第二
条の三に、第二条の三だったと思ひますが、原則
として認めるけれども著しく困難な場合には育児
休業を認められない、著しく困難な場合を除くほ
かというふうな意味のことが書いてありますが、
著しく困難とはどういうことを想定されるか。私
は、人間社会において子供を育てるということよ
り大きい課題というものは無いと思ひますけれど
もね。それを職場の事情によつてどういふ著しい
困難な事情というものが想定されるか、この点を
ちよつと簡単に答えたいと思ひます。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、育児休業法案
の二条三項におきまして、最高裁判所は、裁判官
から請求があった場合には、当該請求をした裁判
官の事務を処理するための措置を講ずることが著
しく困難である場合を除いて承認しなければなら
ないということにしているわけでございます。こ
れは、この育児休業制度がその目的の一つとして
裁判事務等の円滑な運営を図るという目的を持
っている、そういうことの権衡を考慮いたしまして、
その事務処理が著しく困難になるという事態を放
置することはできないという考え方からこういう
規定を置いているわけでございます。

この著しく困難かどうかという判断は、請求を
受けた最高裁判所においてこの育児休業制度の趣
旨、それから事務の実情といったものを総合判断
して判断されるものでございまして、私ももと
より一概にどういふ場合がどうかを申し上げに
くい問題でございまして、育児休業を請求
した裁判官の事務を処理するための措置として
は、最高裁判所としては、所属裁判所内での裁判
官の配置がえ、事件配点の変更、係属事件の配点
がえ、そういった措置のみならず、全国的な規模
の裁判官の異動をも考慮するというふうに向つて

おります。したがひまして、請求をする裁判官が
十分な期間の余裕を置いて請求をするという運用
がされます限り、この例外の場合に当たるとい
つたような事態は一般的には余り考えられないの
ではないかというふうな考え方をしております。

○小森委員 くれぐれも最高裁の運用、ひとつ
意にわたらないように、客観的に権利が保障さ
れるように計らうていただくことを強く要請して
おきたいと思ひます。

さて、次の問題は、先ほど鈴木委員の方から
いろいろとお尋ねになつておられましたが、裁判
所の出張旅費をめぐる問題で、いろいろ新聞にも
報道されました。そこで、これが国民の疑惑とい
うか裁判所に対する信頼感を低からしめたとい
うことはもちろんのことでありまして、私の心配す
ることは、新聞に出たこと、あるいは会計検査院
が調べていただいたことにとどまつておるかどう
かという問題であります。

そこで、先ほど少しばかり私は鈴木委員の質
問に対してお答えになつておるのを聞いておりま
して示唆を得ましたが、明確に近距離の場合など
の出張旅費についてはおかしな感じがしないとい
うようなことでわかるが、ほかのことはなかなかわ
かりにくい、こういう意味のお話がございました。
それで、最高裁の方とすればもちろん厳格に、そ
れからお調べになつて通達も出されたところであ
りますが、要するにもつと根の深いものを感じ
て、もつと根つから解決しなきゃならぬこと
があるのじゃないか、そんなお考えはないか。そ
ういふような着眼点といふか、そういうところ
にお気づきになつておられないかどうかとい
うことを私はお尋ねしたいのであります。
なぜかという、例えば下級裁判所に対する上
級裁判所ですね、地方裁判所に対して高等裁判所
とかあるいは最高裁判所とか、そういうところか
らいろいろの方が地方に出張されて視察をされた
ときに、これは普通の会社ならそれはいろいろな
会社の経費でもてなしをするのであります。裁

判所ということになる、そういつともいふも自腹でやると、今のようには下の方は月給が薄いのでありますから自腹では接待できないしということ、一般的にそういうところでは金が要る、やりくりをしておるのではないかと私は思います。また、そういうことが耳に入るのです。そんなことがあるのかないのか、ここを端的にちよつと聞かせていただきたいと思います。

○仁田最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおり今回の事態が根の深い問題でありますかどうかなお調査をしておきなさいなということだといふように考えておりますけれども、事態を厳粛に受けとめていることは、これは私も肝に銘じているところでございます。

ただ、旅費を浮かして別途経理をして、例えば上級庁からの視察のための懇談会費を捻出をする、別途経理でプールをする、こういう事態は今のところ私も承知をしていないところでございます。真に必要な懇談等の費用につきましては、別途会議費として認められていた予算を示達しているところでございます。

○小森委員 実は私も、衆議院に出させていたから一回だけ、法務委員会の視察で沖繩の方へ参りました。それで、私も地方議会議員をやった経験もありますし、地方議会議員の場合には、自分のもらうべき金と大体使っておる金を後で事務局で精算してもらって、足りなければ幾らか補てんするし、余れば千円とか二千円とかいう端数は我々の方が受け取るということになるのでありますが、頭の中で計算しながら大体のところをいくのであります。それで、心配だからこの間もちよつと事務局にどうなっているかなというところで、一年も前のことだがどうなっているかなというところで調べてもらって、大体委員が心配されることはないという意味のお話でございました。さりとて私は数字的に精査したわけではないのであります。やはり地元の裁判所とか検察庁とか、我々に対してそれなりの一つの対応をしてくれるわけでありまして、これが国会と裁判所とか、国会

と検察庁とかという関係で地元の対応があるわけでありまして、上級裁判所と下級裁判所の関係といふようなことで行ったときに、そういうことがあつてきちつとそれが精算できておるのかどうか、ここを私は言うのであります。

だから、これはその辺のところもはっきりしないと、例えば、きょうは最高裁の偉い人が来られたんじやいって地元の料亭が、偉い人が来られたんだということでは地元の料亭はわかるわけですからね。それで、いや何にもありません。本当に何にもないならいいですよ。けれども何かあつて、しかし国民の一部にそんなことがあるといふことをちやんといふも頭にインプットしながら言うておるといふことになったら、それは国会の議論も宙に浮いた、かすり傷みたいな議論をしたことになるわけですからね。だから、我々の方も今度は委員の視察などのときにはきちつとしなさいいかぬと思うけれども、裁判所の方もひとつきちつとやつてもらわなさいいかぬ。そのためにはやはり、今私が言った根の深いものがあるのではないかと、いふところを、もし根の深いところがあつたらきちつと整理をしかかってもらわなさいいかぬ、こういうことを思うのです。どうですか、この点は。

○仁田最高裁判所長官代理者 今回につきましては、旅費について検査院の御指摘を受けたわけでございますけれども、委員御指摘のとおり、予算の厳正な執行につきましてこれを契機に努力をしたい、そのように考えておる次第でございます。

○小森委員 努力ではなくてきちつとすることをやつてもらいたい。つまり、もう上級、下級の裁判所の関係においてそういうことはきちつとしてもらいたい。努力をするなどというふうな、努力目標というふうなものでは国民は承知しませんよ。だから私はきちつとしてもらいたいといふことを申し上げておるわけでありまして、お答えいただきたいと思います。

○仁田最高裁判所長官代理者 言葉は当たりませんでしたが、委員御指摘のとおり、予算の執行に

ついてはきちつとしたいと考えております。

○小森委員 じゃ、ひとつその点はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、いろいろ裁判官の問題についてスキャンダラスなことが新聞に報道されております。これはまた別途、こういうことを議論する機会も法案との関係であらうかと思ひます。それから、きょうは時間もありませんから素通りをいたしたいと思ひますが、くれぐれもひとつ国民の信頼にこたえられるようにつちやつてもらいたい。裁判官に対してそういう不信感が生まれてきたり、あるいは検察官に対してそういう不信感が生まれてきたらもうこれは全然話にならぬことなんでしょう。その事件を事件にしてどの事件を事件にせずには葬ったといふようなことについても、国民はもうしつかりした目で見ていますから。それは先ほど鈴木委員が指摘をして、正しくきちつと厳格にやつてもらいたいという意味のことであつたのであります。事件を取り上げる取り上げないといふことでも、国民は不信感で見ているところへもつていってまたスキャンダラスな話が出てきたら、いよいよそれは司法の信頼というものは地に落ちてしまふわけでありまして、この点はまた別の機会とさせていただきますと思ひます。

そこで、一つ具体的な事実を出しまして、かねてから私が言つておりますやはり人権にかかわることである質問をいたしたいと思ひます。

実は、元東京高裁部総括判事という経歴の持ち主なんでありまして、今どこへどういふふうに行つておられるのか、弁護士をしておられるのか知りませんが、私がこれを問うのは、この前も私こへ出させていただいて冒頭に申し上げたのは、裁判官といふものが果たして人権の感覚といふものを持つておられるのか、これは正直言ひまして、人権擁護局長なんかの答弁といふのはもう世間へ出たらへえと笑われるような答弁ばかりしているわけなんです。結局裁判官が本当に人権感覚を持つてもらわなかつたらしつかりした判決を出

してもらふことができない、こういうことを常に私は思ふのであります。この人がこういうことを言っているのです。一九八九年の十一月十五日の判例タイムズで実にけしからぬことを言っているのです。

交通事故が最近多くて、むち打ちになつたとかならぬとかいふところで賠償問題が起きます。補償せよ、それは裁判になります。そのことについてどういふことをこの人が判例タイムズの中に書いておるかというところ、この面でも、この頃の話聞くと、どうも非常に変わつてきているのではないでしようか。渡邊富雄教授の論文によると、むちうち統計的に西高東低だそうなんです。医師がそういう診断書書くことに帰するのです。が、とにかく関西中国方面で非常に多いのです。例の同和問題と関数関係があるやうなどういふようなことを聞いたこともあります。「取れる所から取れ」といふ具合らしいですね。これがもとのその裁判官の言つたことなんですよ。もとの裁判官の。交通事故でむち打ちでもめことが起きるといふ関数関係は関西、中国方面に多い。その関西、中国方面には同和地区が多い、だからこんなことになる、こういう意味のことを言っているんですね。

これは、以前裁判官の同和問題に対する学習といふことで最高裁にお骨折りをいたしたこともあつたわけでありまして、どうですか、こんな感覚で裁判をされたら相手と同和地区といふだけで変な判断が出やしませんかね。いつも私こで問題にするいゆる自由心証主義との関係の問題ですが、変なことになりませんか。こんなことがもし裁判の判断になるやうだつたら私は大ごとだと思ひますが、裁判所側はどういふふうになつておるのか、考えてしよつか。

○泉最高裁判所長官代理者 お答えいたします。ただいま委員が御指摘になられました論文の著者は八年ほど前に裁判所を退職した人でございまして、話をいたしました民事判例実務研究会という私の私的な会合で、私も何となく聞かされておりました。したがって、私も何となく聞かされて

き立場にはないのでございますけれども、事柄の重大性にかんがみまして、あえて個人的見解を述べることをお許しいただきたいと思ひます。

この論文に書かれておりますことは非常に誤解を招きかねないこととございまして、大変遺憾に存じます。昨年小森委員から人権問題に対する研修の必要性、特にマイノリティーと言われる方々の持つ社会事情なり問題点を勉強すべきであるという御指摘をいただきました。早速私どもの方ではこの研究会を行っております。裁判所職員研修機関といたしまして司法研修所、調査官研修所、書記官研修所というものがございまして、けれども、この三研修所で昨年から早速人権擁護についてという勉強会をいたしておるところでございます。また先日、総務庁主催の同和問題に関する職員研修会にもこの三研修所の教官など十数名を参加させております。これらの成果を踏まえまして人権問題に関する研修をさらに充実させていきたい、このように考えているところでござい

す。

○小森委員 まあ退職をされておって、役所としてこれに対して全面的な構えでいろいろコメントをするというところは難しいというところはわかりますが、先ほどのような前向きな答弁をしていただきました。ぜひひとつその前向きなことを進めていただくということをこの件については申し添えさせていただきますと思ひます。

そこで、法務大臣も新しくなられたことで、この前も私は可能な限り、我が国の人権状況というものがどういふふうなことになるかというところ、とりわけ、つまり政府権力機構との関係、中でも法務省人権擁護局の関係というところについて憂慮すべき状況だということを私は立証したことがこの前質問いたしました。自分で自分のことを宣伝するのをおかしいけれども、私は「働かざる者食ふべし」といふ本を書いています。もう泣きじゃくっておる、むせび泣くというよりは働かざる者食ふべしという意味のことを書いて関係方面に進呈をいたしておるのですが、そのこ

とに關係してもう一つだけ申しますと、この前の法務委員会、前の前の法務委員会でも申し上げましたけれども、広島県で警察官が差別事件を起こした。それで、その差別事件はどういうものかというところ、犯人を調べてみたら部落民であつたというふうなことを言うておるわけですね。それを県議員がもみ消しに來た。広島県会も、そんなことを言われて、だれがもみ消したと言ふのかといつて反論すればよいが、まあ差別事件の問題だし、どういふ気持ちなのか、何にもよう反論しないのです。それから、最近はその部落問題を隠すためにあちこち籍を移動させておるのが多い、本籍を遷えておる者が多い、こんなことも言っておるわけですね。それで、大体部落問題、部落問題と騒ぎ過ぎる、騒がなきゃ差別はなくなるのに騒ぐから差別がなくなるのだというふうなことをPTAの会合で言つたから、それは教育、研修の場だから取り上げないというのが言ひ分なんです。よ。その人権擁護局あたりの言ひ分なんです。しかし我々がいろいろ言うから多少やりかへるのですけれども、バーンバーンとピンポンが鉄板に当たるようにはなつておるやうなわけなんです。

そのことについて、県の警察本部のやることだからということでは私は県公安委員長に意見を申し入れたのであります。部落解放同盟広島県連合会委員長、部落解放同盟中央本部書記長が我が部落差別の問題についてそういう会談を申し入れるのは当たり前なことではあります。申し入れたのであります。会わぬのであります。会う必要はありません。会わぬのであります。それが県公安委員長。その県公安委員長たるや、実は元高松高等裁判所長官、広島高等裁判所長官であります。これもやめた人のことについて、しかもほかの職についておる人のことについてなかなかコメントは難しいでしょう。難しいけれども、現実には裁判官の認識はこの程度だということこそ最高裁は考えておいていただきたいと思ふのです。

それで、同和対策審議会の答申は、司法のこ

ろを末尾の辺にどう書いてあるかというところ、司法界といへども部落問題に対する偏見や予断、知識が足りないというところについては決して国民の一般的水準から比べて例外ではないと書いてあるのです。私は一度に何もかも言つてもだめだから一度に言ひませぬけれども、後ほどまた機会を得て次第に証明をしたいと思ひますけれども、現実はいくつかの事柄であります。そして、お互に行政官同士ですから、それは今のようなくとも総務庁とやりましたとかあるいは人権擁護局がどう言つておるとかいうことも当然でしょう、当然ですけれども、その総務庁とその法務省の人権擁護局とが一体どういふ水準なのかということの問題としなきゃいかぬのであります。

私は、むしろそれは水準は裁判所の方が高いと思ひます。何の水準が高いかというたら、人権に対する水準が高いと思ひます。行政の方は行政の都合というものがあつて政治的に判断する場合がありまからね。裁判所だつてそれは政治的に判断する場合があると思ひますけれども、しかしそれはやはり司法の独立という民間の目の光どころがありますから多少私ばかりとしておると思ひますが、その裁判所において、裁判所上がりのこういう高級の裁判官でさえこの程度のことなんでありまして、それがまた法務省のだれやらにだれやら講師に聞いたとかあるいは総務庁で会合を持ちましたとか言つたところで、だめですよ、そういうことは。

その総務庁が言うたりしりしておることも、また機会がありますから逐次やりますけれども、明治の終りから大正の初年にかけて日本に融和主義運動があつたでしょう。おまえらも天皇の赤子じゃ言つて頭だけはなで、そして差別してきただけでしょう。天皇の御陵のちいと上の方に部落がある言つて、御陵を見おろすというのはいけからぬいうことでそこをただから二番目に取り上げてよそへ移転させたという例もあるでしょう、奈良では、だれやらが皇族が来るけえ言つて、ここへ

みすばらしい部落があつたやいかぬいうて焼き打ちをかけた事件もあつたでしょう、九州の方で。それがつまり権力、行政機関の今までやつてきたことなんでありまして。その行政機関がやつた、政治的にそのときそのときによつて差別的な政策が増幅したり増幅しなかつたりするものに相談をされるというよりは、私はこれは裁判所独自の勉強された方がいいと思ひます。今までちゃんとしっかりした法的な勉強をしてこられておる方の集団ですからね。そんなものは何もよその省庁に頼る必要はないと思ふのです。むしろ今は問題は、それらの省庁と民間運動団体とがどれだけ厳しく渡り合つておるか、こういう状況にありますので、閣僚の一員の法務大臣もそれをよく聞いておいていただきたいと思ひます。

そこで、ちよつと今度は総務庁にお尋ねします。総務庁は総務庁なりの啓蒙の任務を持つております。裁判所からいへばもう退職なさつた方ですけれども、総務庁からいへばこれは一般国民であります。一般国民の間でそういう判例タイムスの中に出来るような論調が広がっていくということについては、啓蒙を進める立場にある総務庁としてはどういふお考えでしょうか。

○荒賀説明員 ただいまの具体的な事件について私詳細を承知しておりませんでございしますが、ちよつと十二月十一日に、地域改善対策協議会から今後の地域改善についての意見具申が内閣総理大臣並びに関係各大臣に提出をされておるところでございます。その中では、特に「今後における施策の重点課題」としてこの啓蒙の重要性について触れておるところでございます。

具体的に申し上げますと、「同和問題が国民的課題であるという趣旨は、国民の一人ひとり本問題に主体的に取り組むことによつて初めてその最終的な解決が可能となるということであるが、現状では、必ずしも国民的課題として普遍化しているとはいへない。国際的に人権尊重思想が普及する中で、心理的差別的解消に向けて努力を重ねていくことが以前にも増して重要となつてい

る。このため、改めて創意工夫を凝らして、啓発活動により積極的に推進していくよう努めるべきである。」ということをおっしゃるわけでございます。

私も従来から、この啓発につきましては総務庁がその一翼を担うということを取り組んでまいりました。この意見具申によりまして改めて創意工夫を凝らしてより積極的に推進すべきであるという御提言をいただいておりますので、そういった方向でさらに充実を図ってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

〔鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席〕
○小森委員 抽象的に一層啓発を推進するということは、啓発という言葉を使う以前の明治末年、大正、昭和の初年、ついに皇国皇民運動という大政翼賛会に部落解放運動が組み込まれていくそのときも、全部そういうことは言うたんであります。だけれども、今言われておる啓発が重要だということについては、私はそれよりは少し前進をしておると思う。思うけれども、抽象的な域を出なかつたら、どんなにでもそのときそのときの政治的都合でということが啓発なのかということが揺れ動くのであります。

だから、後ほどまた総務庁に対してはお尋ねしますが、この辺でちょっと人権擁護局長に答弁を一つだけもらいたい。そのもらいたいというのは、これはどうですか、研究雑誌ですか、判例タイムスは研究のための雑誌ですかね、広島でPTAの会合で言うたというPTAの会議が腹を立てて、その人を大分責めたんですけれども、いやあれは研究の場だからと言って手かげんをしておりますね。ちよつと来なさいと言つても来てくれぬのですというぐらいのことです。これは研究雑誌だから、あなたの方は何もしませんが。

○篠田政府委員 研究というのいろいろな場面があるかと思ひます。それで、同和問題に関する研修の場での発言という問題とたまたま御指摘の法律の専門誌に書かれたものとはまた趣を異に

しておりますので、私もどなたもいたしましてもなおどうすべきかについて検討してまいりたいと思ひます。

○小森委員 一番無難なというか、何もせぬでもいいような答弁なんですね、あれは。

それで申し上げておきますけれども、広島警察がやった事件については、あれは研究の場です。それから、この再三私には聞きました、法務省からも、法務局からも、しかしながら、ある会社の同和問題の研修の場で幹部がやはり差別になるような発言をした分については、法務省はこれを整理しておるのです。つまり簡単に言うたら、弱いところは整理するが、多少腕の節のある権力機構の方に對してはようやらない、こうなっているのです。したがって、なかなかどうも信用が置けないのです。これをしかるべく検討すると言われるならば、またそれは検討の機会を待つて私は忘れずに質問をしますから、ぜひひとつしっかりした検討をしてください。

荒賀室長にもう一度お尋ねしたいと思ひますが、私が抽象的ではないかと言つたのは、今回の地対協の意見具申が前よりはかなり進んだものになっているのはどういふことかという、つまり、こういう問題というのは国民全体が参加をして、国民全体が知恵を出してやるというのでなければならぬ。しかるに、今から五年前に出発した啓発センターというのは、これは大蔵省から金が出て国費を使つておるのでありますが、それは要するにこの指つなげで、大蔵省から昭和の初めごろにかけてまでの融和思想と同じような考えてやるようなものばかりを指をつなげておるわけでありまして、だから我々は大反発したわけでありまして。

幸いに今日の我が国の歴史の成熟水準といふものは、昔のような状況に政府がいろいろな工作をしたからといつたてそう簡単にはいかない、宗教界も参加しなかつたし、企業も参加しなかつたし、地方自治体もそんなもの参加できないと参加しなかつたのであります。だから、今回啓発セン

ターの問題について地対協はどういう指摘をしたかという、これもまことに皮肉なものですよ、そんなものをつくることの発案をした地対協の委員はほとんどのメンバーはかつていないのですけれども、そのかわつていない者が五年間の時間的経過によつて考え方をころつと変えて、もう少しまつたかどうか、民間運動団体とも協調するようにしたかどうか、ここまでになつた。これは私は大転換だと思つていますよ。

だから、先ほどあなたが読み上げたようなことでなくて、そういうことになつておるといふ観点から、我が国の高等裁判所の裁判官をしたような人でありまして相当のインテリであります。インテリがこんな考え方を持っておるといふことを考へて、啓発ということに對しては相当の決意を持つて臨んでいただかなければいかぬ。この点について、荒賀室長、あなたは担当の総務庁の一番ポイントにあるポストですから、もう少し考え方を聞かせていただきたいと思います。

○荒賀説明員 先日提出をされました地対協の意見具申の中におきまして、たまたま御指摘の財団法人地域改善啓発センターについても指摘をされておるところでございます。昭和六十二年に設立された財団法人地域改善啓発センターは、設立当初の目的を十分果たしているとはいえない状況にある。今後啓発活動の重要性が高まる中で、同センターの機能の拡充、組織の整備、財政基盤の確立等に努める必要がある。このため、地方公共団体や企業等に対しては主体的な参加を、民間運動団体には協力をそれぞれ求めるとともに、これら関係団体の協力が得られる方途を講じるなど同センターの活性化のための環境づくりを行うべきであり、関係者の一層の努力を期待するものである。」ということでございます。

このことは、センターの活性化に当たりましては、一方では地方公共団体、企業、民間運動団体に参加や協力を求めております一方、他方では、センターであるとか、あるいは私も行政側に協

力が得られるための方途を講ずべきであるということをお指摘をされ、関係者がそれぞれの立場で一層の努力をすることを求めているというふうな理解をいたしておるわけでございます。

せつかくの御指摘でございますし、私も啓発を推進する上で、この啓発センターの重要性を理解し、これからさらに活性化をしていくということ、この意見具申を尊重しつつ、センターの活性化に努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○小森委員 ついこのことで時間をとつてしまいましたが、つまり、国の方針がちよつと右へ振れるとかちよつと左へ振れるとかいふことによつて物すごく差別というものは、哲学で言う認識論のところの言葉を使えば社会意識としての差別観念という言葉で言うのであります。ちよつとこの振り子で、せつかく今まで予算を組んで積み上げてきて環境改善などをやつても、それが、それこそ私をつくつて魂を入れずという言葉が適当だと思ひますけれども、魂を入れればよいものを、ちよつとちよつとこつと細工をしてがたがたと崩れていく。高等学校の奨学金とか大学の奨学金の問題についてもかなりよいところまでいきまして、大方よいところまでいっておるのに、今度は給付から貸与だと。それで、部落の娘さんが将来結婚して、嫁入り先へ二十年間その請求書が行く。だったら、そんなことをするのなら娘さんには高等学校行かすまい、大学行かすまいということになつて、がたがたと大学進学率が下がる。ちよつとこのことを考えたらよかりそんなものだと思うのにやらないというふうな、これは文部省のことでありましてけれども、ありますので、ひとつ慎重に事を構へてもらいたい。

現に、五年前に民間団体を排除しないという意味のことをやつたから、今ごろ、三日おくれの古新聞で兵庫県は啓発センターを来年の三月に発足する準備を今しておるわけですが、民間団体排除、中央はみんなと協力せよということ、五年前から比べたらまたぐるっと方向を変えお

る。混乱ばかりさせておるわけですね。

これは、ぜひひとつ新しい法務大臣、地対協は法的措置を含めてやりなさいというようなことを書いておるし、それから再三にわたって前の総務庁長官も総理大臣も意見具申を尊重すると言ったし、ついでこの間の参議院の予算委員会が何かでも、出た後に尊重するということを総理大臣が総務庁長官が答えたようでありまして、いずれ閣議でもいろいろ問題になることと思いますが、ぜひきめ細かく、仏をつくって魂を入れる、そして四百年も続いた問題ですから、この辺でどうしても解決して前へ進まなければいかぬ、こういう決意でひとつやっていただきたいと思うのであります。

いろいろ聞きたいことはありますけれども、もう時間が来ましたから、法務大臣の最後の熱意あふるところをひとつ聞かしてもらって私は質問を終わりたいと思いますが、どうですか。

○田原国務大臣 先ほど来先生の熱意あるお言葉を拝聴しておりましたが、よくかみしめまして、熱意を持って対処してまいりたいと思います。

○小森委員 終わります。

○浜田委員長 冬柴鐵三君。

○冬柴委員 公明党・国民会議の冬柴鐵三でございます。

きょうは短い時間でありまして、裁判官、検察官の報酬、俸給法に関する改正法からお尋ねいたしますが、よく似た性格のあれですから重複して答弁はいただかなくても結構ですから、裁判官または検察官いずれからかお答えをいただきたい、このように思います。

まず、裁判官、検察官につきましては、いずれにしても調整手当というものが報酬以外に支給されているようにありまして、この計算は、報酬に扶養手当を加算した額というものを基準にしまして、支給地域の区分によって一定の割合を乗じてその額が得られるようでございます。その理解でいいのかどうか、まずお答えいただきたいわけですが、この調整手当の支給の根拠法令はどういうものなのか、あわせて御答弁をいただきたいと

思います。

○濱崎政府委員 委員の御指摘はいわゆる勤務地域による調整手当かと存じますが、これは直接の根拠は一般職の職員の給与等に関する法律に規定がございまして、十一條の三にその根拠があるわけでございます。これを受けて、片や裁判官の報酬法におきましては、報酬以外の給与は特別職の職員の給与に関する法律あるいは一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じてそれぞれの裁判官の区分ごとに支給するということになっているわけでございます。そして、その具体的な内容は裁判官につきましては最高裁判所規則で定めるところのことになっておりまして、この規定に基づきます所要の最高裁判所規則がある、そういう形で支給がされるということになっております。

○冬柴委員 そこで、裁判官の報酬法十條にも報酬とその他の給与というものが書き分けられているわけですが、その区別は要するに月額、毎月定額がきっちり支払われるかどうかというものに尽きるのじゃないかと思うわけでありまして、で、そうなりますと、今の調整手当にしましてもあるいは初任給調整手当にしまして、これはむしろ報酬の性格があるのじゃないか。そういたしますと私は、なぜこう読み分けるかといいますと、憲法にも七十九條あるいは八十條あたりに報酬は在任中減額を受けないという保障がありますので、じゃ、その減額を受けない対象は報酬だけであってその他給与は含まないのかということ、やはりこれも減額をすべきではない、そういうふうにいるわけでありまして、ぜひ裁判官の報酬法の中に手当の根拠につきましても決められるべきではないか、このように思っております。

そこで二問目は、この法案の関係資料中の参考資料の中に「裁判官・検察官の報酬・俸給月額改定対比表」というのを付けていただいておりますと、行政職(一)の俸給月額改定対比表も添えていただいております。そこで、それぞれの増率、前年度に比較をしま

してどれぐらい増加しているか、その率というのがそれぞれ示されているわけでありまして、一般職につきましてはこういう調整手当あるいは初任給調整手当というものは全然加算されてない部分での増率が計算されております。それに対比しまして、裁判官、検察官につきましてもこの調整手当を含まない生の報酬額そのもので増率が対比されているわけですが、現実にはこういう調整手当も加算した増率がどうなっているのかというのを我々見たいところであります。この参考資料、必ずしも一般職と裁判官との増率がこれできちんとか対比されているように思えないわけでありまして。

急な質問でありますから、これは今後、こういう毎年出てくる改正法でありますから、関係資料等につきましても私が今述べたようなことも配慮しつつ対比をさせていただきたい、このように思うわけでありまして、その点について一言御答弁をいただきたいと思っております。

○濱崎政府委員 御指摘のような形でのアップ率の対比というのはしておりませんが、資料の五十ページの現行の月額表及び五十四ページ以降の改定後の給与月額表の形で金額の形ではそれを織り込んだ金額を示して、前年から比べてどのぐらい上がったかということが対比できるように工夫しているつもりでございますが、なお委員御指摘のような形で対比をすることができるのかどうか、これは一般の行政職の公務員につきましては違つた形で手当があるという問題もございまして、どのような方法があるのか考えてみたいと思っております。

○冬柴委員 次に、裁判官の育児休業に関する法律案についてお尋ねをいたします。

まず、法四條には「育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが」と、このように定められています。当然のことだと思っておりますが、これは憲法八十條一項に言う任期十年にはこの期間が含まれるのですか。

いますとか、あるいは特例判事補の任用資格でございまして、あるいは簡易裁判所判事の任用資格、そういうところでは在任期間が一定期間あることを要するという規定がございまして、「裁判官としての身分を保有する」と言う以上、その在任期間には含まれるという考え方でございまして。

○冬柴委員 では、その育児休業をしている裁判官というのは在任中である、こういう理解でいいですか。

○濱崎政府委員 基本的にはそういうことでございます。

○冬柴委員 憲法七十九條六項あるいは八十條二項には、例えば八十條二項には「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は在任中、これを減額することができない。」というふうに書かれているわけでありまして、まあ、当然のことだと思っております。減額できないわけですから、もちろん減額よりもっと大きい概念である全然払わないということもいけませんよというところがこの八十條二項から読み取れるわけですが、この休業法四條は、身分を保有するが、その育児休業の期間中報酬その他の給与は受けない、一切払わない、こういう構成になっています。これは、在任中であるのに報酬を一切払ってもらえないということは、この憲法の規定とはどういうふうに関連するのでしょうか。

○濱崎政府委員 確かに憲法上、裁判官は在任中減額されないという規定がございまして、今回の育児休業期間中は報酬その他の給与を受けないという状態がこの規定に文理的に見れば抵触するかどうかという問題があるわけでございますけれども、まず結論から申しまして、私ども、実質的に見た場合に、今回の制度はこの憲法の趣旨に反するものではないというふうに考えているところでございます。

この憲法の規定の趣旨は、裁判官が経済的な事情に左右されることなく職務に専念することができるといことを確保することによって、裁判官の身分保障を具体化し、司法の独立を確保しよう

という趣旨に出るものでございますが、今回、民間の育児休業法におきましても、必ずしも給与を保障されない形で育児休業制度というものが導入され、そして一般の国家公務員、地方公務員につきましても給与を支給しないという形で育児休業制度が導入されようとしているわけでございます。そういうものに合わせて、今回、裁判官にも同様の制度を導入する必要があるということから、この法律案を用意させていただいたわけでございます。そして、裁判官がこの育児休業制度は無給であるということを承知の上で自由な選択によつてこの制度を利用するかどうかということが開かれていくわけでございますので、ただいま申しましたような憲法の規定の趣旨に反するものではないというふうに考えているところであります。

(鈴木俊) 委員長代理退席、委員長着席
○冬柴委員 これを受けて、裁判所法の四十八条は、「裁判官は、いろいろと書かれていますが省略しますが、その意思に反して報酬の減額をされることはない。」このように書かれているわけでありまして、したがって、その意思に基づいて減額をされることはあるけれども、支給を免除されることはない、全然払われないということとは許されない、こういう解釈も成り立つわけなんです。何かこう重箱の隅をつまようじでせざるやうな議論に聞こえるかも知れませんが、これは、大事なことです。先ほど司法制度部長がほかの職務、一般職あるいは私企業についてのことを挙げられましたけれども、そういう職にはこういう特異な規定はないわけであって、裁判官の身分というものの保障が憲法に由来し、そして、それを反映してこのように相当厳格な規定を置いているということにかんがみますと、意思に基づいて減額は許されるけれども、全然払わない、免除までしてしまうという、そこまでは若干問題がある、このように私は考えます。ここで議論をしても解決がつかないと思いますので、万一こういう変な訴訟が起こった場合、これは大変なこ

とになってしまふと私は思います。

そこで次に、勤労者である夫の妻である裁判官、その夫の方が育児休業を別の法律でとっておれば、この裁判官、出産をした妻である裁判官は育児休業の承認請求はできないと二条一項では書かれていますと思うのですが、そう理解して間違いないですか。

○濱崎政府委員 御指摘の点は、二条一項の「配偶者がこの法律により育児休業をしている場合その他最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。」という規定に基づきまして最高裁判所規則で定められる内容でございますが、この規定の趣旨からして、御指摘のような場合も最高裁判所規則で定められて、結論として育児休業をとることができないということになろうと考えております。

○冬柴委員 そこで、労働法との関係でちよつと聞いておきたいのですけれども、労働基準法六十五条二項は「使用者は、産後八週間を経過しない女子を就業させてはならない。」それで、特に産後六週間については、医師が就業が支障がないというふうに認めた場合であっても働かしてはならない。これはもちろん強行規定だと解釈されているわけですが、夫が育児休業を別にとっている場合に、この産後六週間の裁判官はどうなるんですか。働くんですか。

○濱崎政府委員 産前産後の休暇につきましては、一般職の職員の給与法及びそれに基づく人事院規則によつて、当然に一定期間いわゆる特別休暇をとることができるということになっておりまして、裁判官の休暇もその例によるということになっておりますから、産後の休暇は、この育児休業の制度の導入いかにかわらず当然にとれるということでありまして。

○冬柴委員 私もそのように考えますが、二人が同期間休むということがあり得るわけで、確認をさせていただいたわけであります。同じように、労基法六十七条一項は、出産した女子につきまして、一日一回のおの少なくとも

三十分授乳時間を与えるということになっていて、この時間中使用してはならない、こういうふうにも言われているわけですが、これはどうなんですか。それもやるんですか。

○濱崎政府委員 突然の御質問でございますので、あるいは正確を欠いているかもしれませんが、裁判官について労働基準法がそのまま適用になるかどうかというところはいろいろ議論のあるところでございます。これは、最高裁の方でどういう運用をしておられるかという問題であらうかと思っております。

○冬柴委員 問題の所在だけ指摘しているわけでありまして、若干そういう問題はあろうかと思ひます。法自身の問題、解釈について伺っておきますが、法二条で育児休業は裁判官がその一歳に満たない子を養育する場合に請求できる、こういうふうに書かれていて、配偶者が出産したとかいうだけではなく一歳に満たない子供を養育して養育する場合も含むというふうに思われるわけですが、それでいいんですか。

○濱崎政府委員 そのとおりでございます。

○冬柴委員 女性の裁判官は現在何名いられますか。そしてまた、昨年度裁判官自身が出産した人は何名になっておりますか。それからまた、固めて聞いておきますが、昨年度に裁判官自身またはその配偶者が出産した人は何人いられますか。そのうちその配偶者が有職の者であつて、ほかの法律等で育児休業をとることができるといふような場合、それは何名なのか、そういう資料があるのかどうか。たくさん挙げましたけれども、一歳未満の養育をした者がいるかどうかは調べてあるかどうか知りませんが、要するに本法施行によつて年間どれだけの裁判官に対して、もし昨年にこの法が施行されていたらとすれば、育児休業の承認請求が何件ぐらいたったんだらうか、こういうことを知りたいわけでありまして、お答えいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者 お答えいたします。現在女性の裁判官は百五十五人でございまして、そのうち九十七人が結婚をいたしております。それからこの女性の裁判官の出産でございまして、昨年女性裁判官で出産いたしました者は九人でございまして、過去五年間の平均をとりますと、平均八人の女性裁判官が出産をいたしております。この育児休業法ができましたときには何人ぐらの育児休業をとる者が予想されるかという御質問でございますけれども、平均でまいりますと、最大八人との可能性はございます。ただ、現在女子教職員等について育児休業制度というのはいくつありますが、その取得率を見ますと、七割というふう聞いておりますので、七割といたしますと、六人ということになります。六人から八人程度の者がとることが予想されるわけでござい

ます。○冬柴委員 今の人事局長の答弁は、出産した人しか請求しないというような意識で聞いていられるようですけれども、法律は、配偶者が出産したら、夫である裁判官も休業請求できるわけでありまして、今後そういうドライな裁判官、ドライと言つたらおかしいですが、法律どおりに権利行使される方もあるかも知れません。その可能性も考えながら、人事の配置その他裁判事務が滞りしないように考えてほしい、このように思います。

次の問題に移ります。法務大臣、私、法務委員会でお尋ねするのは初めてでありますので、法律扶助制度の拡充について伺つておきたいと思ひます。狭義における法律扶助事業というのは貧困者のためにする訴訟援助を指しますけれども、この事業は決して救済的または慈善的なものではなく、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定める憲法第三十二条に由来する国の崇高な義務であると私は思ひます。このことは高辻元法務大臣以降、歴代の法務大臣に私はこのことをお尋ねして、そして明快な答弁をいただ

いて今日に至つたのであります。したがって、

田原法務大臣からも私の申します法律扶助というものが憲法三十二条に由来する国の義務であるかどうか、この認識についてまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田原國務大臣 国民が裁判を受ける権利があるということは憲法で保障されておるわけであります。そして、これは重要な基本的人権の一つである。私は考えております。訴訟を起こしたり、また起こされたりしますと、相手方と争うために訴訟費用が要ったり弁護士費用が要ったりして、費用が相当かかるといふことも承知しております。法律扶助制度といふのは、資力の乏しい人たちに對してこれらの費用を立てかえたり援助したりするなどの制度であつて、極めて大切な、重要な制度であると認識しております。今後ともこの制度の安定、充実に努めてまいりたい、そういうふうな考えております。

○冬榮委員 非常に力強い大臣の答弁をいただきまして、非常にうれしく思ひます。しかし私は憲法三十二条はこの狭義の法律扶助、すなわち訴訟援助だけを指すものではないのではないかと、訴訟と密接不可分の關係にあり、いわば裁判を受ける権利の延長線上にあると思はれる国民に對する国の法的助言援助の制度、日本では無料法律相談事業といふ形でその一部分が行われてゐるわけでありますが、少なくともこの保障も含めてとらえるべきである。憲法三十二条をそのように柔軟に読み込むべきだ、このように考えるわけであります。幸ひ左藤前法務大臣は二月二十日の当法務委員会に對して積極的な、私の考え方を肯定する答弁をしようといふわけでありました。

なぜそういうふうな言ひかといふと、紛争といふのは裁判の場だけで解決されるわけではありませぬ。むしろ圧倒的多数の紛争は、裁判所外での示談、すなわち当事者間の話し合いの場で解決されているのが実情でございます。特に、我が国の国民性といひますか法文化といひますか、そういうものが話し合いによつて物を解決しよう、こういう考えでありますから、この示談の内容と

いふものが正義になつたものであるかといふことは非常に重要なことであると私は思ふわけでありませぬ。それであれば、紛争に巻き込まれたすべての人に、法律専門家による適切な法的助言が安心していつでもどこでも均等に、かつ手軽に与えられてこそ、ジャスティス・フォー・オール、我が国においてすべてについて正義が行き渡る。これはお金持ちだけではなく、貧しい人も弱い立場にある人も正義になつた紛争の解決といふものが得られる。これは国民大衆にとつて利益であるばかりではなく、国家にとつても非常に大きな利益であり、また正義へのアクセスの保障につながるというふうに信ずるのであります。そのような意味から、この無料法律相談について法務省の取り組みといふもの、これについてのお覚悟を、決意を法務大臣から重ねて伺つておきたい、このように思ひます。

○田原國務大臣 私、法律の専門家ではございせんが、いろいろ勉強してみますと、確かにおっしゃるやうに法律扶助と人権の相談といふものは、そういう面とか家事相談とか有料の法律相談とか、いろいろなものがございますが、私はやはり法務省としては法律相談の中で一番大事なものは、人権の面から考えていく無料法律相談であらうと思ふのです。そういう意味では、制度は違つても、その趣旨、目的に異なる面があるわけでございますから違つたわけですが、実質的には重なり合う面が相当あるわけでございますので、御指摘を踏まえて法律相談についても十分勉強してまいりたい。前大臣の御答弁も当然承知の上で答弁申し上げております。

○冬榮委員 無料法律相談につきましても、これは訴訟の場における訴訟援助とともに法律扶助協会といふところが四苦八苦しながら長年この無料法律相談をやつてゐるわけでありませぬが、現在その財源は国からは出てゐないわけでありまして、日本船舶振興会から受けるものを主たる財源として行つてゐる。そういう実情も前回お尋ねいたしましたからここでは重ねては聞きませぬけれども、

も、こういうものに対して国がぜひ真剣に取り組んでいつていただきたい、重ねてお願いをいたしまして次の質問に移りたいと思ひます。

改正入管法が施行されて一年半が経過しようとしておりますが、多くの問題をほらみなながらもこの法は定着しつつある、このように評価をするわけでありませぬが、今なお単純労働者受け入れについての内外の圧力は弱まつてゐないわけでありまして、この圧力といふものが陰に陽に改正入管法の解釈や運用にも影響を与え続けていると思ふわけでございます。

そこで、いろいろ問題があるように思はれるわけですが、時間ももうあと十分ほどしかありませんので、二点についてだけ伺つておきたいと思ひます。

その一つは研修であります。研修を在留資格とすることは、入管法の改正の前後を通じて変わつておりませぬ。そしてまた、研修を受ける時間全体の三分の二以下の時間で実務研修を受けることができることになっております。

この実務研修の実態であります。客観的に見た場合には就労とほとんど変わりがありません。そのやうなことから、旧法時代と申しますか、研修に藉口した単純労働者の流入が行はれたことは紛れもない事実であつたと私は思ふわけでありませぬ。しかし、改正入管法の施行に際して定められた省令によつてこの要件を非常に厳しくされました。そしてまた、財団法人国際研修協力機構等も設立をされまして、技術移転の需要にこたへ得る研修機関の設置や研修生の配置が進められる等、研修が本来の実体を備へたものとなりつつあることは、私は高く評価をしたいと思ふわけでございます。

この夏私は北海道まで参りまして、畜産、乳牛あるいはその種つけとかそういうものをやつていられるところが、モンゴルの方から来ていられた研修生を受け入れてゐることを二カ所ほど視察をさせていただいたわけでございます。非常に一生懸命働いておられまして、そのモンゴルの青年が言うのには、日本の畜産業はモンゴルに比べて非常に進んでゐる、そして、種つけといふのも非常に研修になつたといふことで喜んでいました。ただ、一年しかその研修期間といふのはないのですから、一年たつたら帰つてしまふわけなんです。それで年に一回の種つけの期間しかおれないので十分ではないんだ、せめてあと一年、二年置いていただければ我々としてももっと十分な技術を身につけて本國へ帰れるのだけれども、これを延ばしてほしい、そういうやうなことをその青年は私に訴えていられた。それからまた、自分の友達にも日本の高度な技術を習得するために来たいといふ人がたくさんいるんだ、しかし人数が制限されて十分ではないといふこともおっしゃつていました。

このやうなことにかんがみまして、私は二つのことを提案したいわけでありませぬ。

一つは、研修期限を、技能習得者に限らなければ拡大されてしまひますけれども、あるテストといひますかによつて、研修した技能といふものがある程度習得してゐるな、こういう評価をされる方についてはあと一年または二年延長をして、その期間はいわば労働者として労働法の保護を受けつつ研修した内容をもっと充実にさせて帰つていただく、そこまで研修を含めることはできないのかなといふことが一つでございます。

もう一つは、その最初の一年間の研修期間は研修生であつて、客観的には労働者と変わらないやうですけれども労働者ではありませぬ。したがって、最賃法はもとより、労働法についても適用されない部分が多いと思ふわけですが、いろいろ聞いて回つたけれども、私は決して研修生に對する手当が低い実態にあるとは思へないのです。しかし、ほかの学者から見ると、研修に名をかりて何か低廉に労働力を搾取してゐるんじゃないか、こういうやうなことを外國から言われたり学者も言つてゐる。こういうわけですから、私はその意味からも、労働省においてむしろ研修生の報酬基準といひますかガイドラインを定めて、これ

年が言うのには、日本の畜産業はモンゴルに比べて非常に進んでゐる、そして、種つけといふのも非常に研修になつたといふことで喜んでいました。ただ、一年しかその研修期間といふのはないのですから、一年たつたら帰つてしまふわけなんです。それで年に一回の種つけの期間しかおれないので十分ではないんだ、せめてあと一年、二年置いていただければ我々としてももっと十分な技術を身につけて本國へ帰れるのだけれども、これを延ばしてほしい、そういうやうなことをその青年は私に訴えていられた。それからまた、自分の友達にも日本の高度な技術を習得するために来たいといふ人がたくさんいるんだ、しかし人数が制限されて十分ではないといふこともおっしゃつていました。

を守るように指導するということが必要じゃないかというふうに思うわけです。

その二点について、時間も余りないのですが、労働省からお答えをいただきたいと思ひます。

○南本説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、外国人の研修生の受け入れという事業は、開発途上国におきまます人材を育成する上で、そういう国際協力という観点で、わけても有効なものでありまして、とりわけ我が国の産業現場で生きた技術、技能を習得する機会を与えるという意味で有効な手段であると考えております。

労働省といたしまして、そのような観点から、将来途上国の指導者になるような人のために、昭和四十七年からございまして国際技能開発計画というものの、あるいは平成元年からは途上国の中核的な技能労働者となる青年を対象にしまして、これも最大限一年九カ月のプログラムで行っております海外青年技能研修計画というものを実施しております。一定の成果を上げてきているのではないかと考えております。

そこで、今御提案のございました点につきましては、今後の一つの大きな検討課題ではないかというふうに考えておりまして、関係省庁とも十分な連携をとりまして検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

○冬柴委員 もう一つ、定住者というカテゴリーの新設の評価と問題点でございます。

改正入管法は、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して本邦に居住を認める者につき定住者という在留資格を新設されました。定住者は本邦に一定期間在留することができるといふ地位そのものを与えられていきますから、その活動は一切制限をされないというところに特徴がございます。そういうことでこの定住者は、南米移民の二、三世で日本国籍を有しないいわゆる南米日系人等に定住者の地位が与えられることが大臣告示等に定められているわけでありまして、これを根拠としてブラジルからの新規入国者が爆発

的な増加を示していることは周知のとおりでございます。

改正入管法施行の年の平成二年には八万人程度が来られた。そして、平成二年の十二月末日現在においてブラジルの在留者は五万六千四百二十九名にも達している。ブラジルにおける日系人の総数が百二十万人だということを照らしますと、これは約五割ぐらいにも相当するわけで、四割くらいですか、大変な数になっておりますし、また今後もふえ続ける可能性がありまして、我が国だけにやなしに、送出国であるブラジルにも人手不足とか非常に大きな問題を引き起こしつつあるわけでありまして。

その要因は、要するに経済力の格差とか、あるいは送出国における猛烈なインフレとか高い失業率とかという事情もありまされども、無視できない要因に、この改正入管法が彼らに定住者という地位を与えたところにあるわけであると思ひます。すなわち、定住者は就労について一切制限がありません。したがって、今まで違法を承知で背に腹をかえられずに雇用していた不法就労外国人の首を切ることによって、その代替として南米日系人を雇用するという事実が進んでいると認識するからであります。

そうすれば、私は、早急に政府によって、ブラジルあるいはペルー等の送出国と我が国との間で何らかの外交交渉を遂げて、この点について問題が起らないようにあらかじめ手を打っておく必要があるんじゃないかというところが一点。

それから、労働省は、公共職業安定所を介してのみこれらを就労させるようにして、労働条件や賃金について指導できる、搾取されない、そういうような法制度の整備を早急に講ずる必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

いろいろお尋ねしたいのですが、質疑時間も終了いたしましたので、労働省に、今私がお尋ねしたような問題意識とともに、これに対する前向きな施策を早急にとつてほしいということについて

の御答弁と、法務大臣からこの問題についての所感を伺って、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○吉見説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、日系二世、三世に対して就労可能な在留資格が付与されますから、ブラジルあるいはペルー等からの南米日系人の出稼ぎが大変ふえているわけでございます。ただ、御指摘もありましたけれども、私どもの方でも、実際そういう人たちの就労経路については非常に悪質なブローカーが介在するということもあるようにございまして、そういう指摘が非常にたくさんされていく状況でございます。

そういうことを考えまして、私どもとしては、悪質なブローカーから日系人を保護するということを念頭に置きまして、企業で適切な雇用管理を確保するということを目指して、ことしの八月に、公共職業安定所と財団法人の産業雇用安定センターが協力をいたしまして、東京上野に日系人雇用サービスセンターを開設いたしましたところでございまして、このところでは、全国の安定所を通じて日系人の受け入れを希望する求人情報の収集でありますとか、ポルトガル語等の通訳も配置いたしまして日系人に対する相談あるいは紹介、就労上のトラブルのいろいろな相談について対応させていただいております。こういう形で就労経路の適正化というのについてさらに適正化を図ってまいりたい、このように考えております。

○田原国務大臣 ただいま仰せのような問題については、特に正確な情報をつかむことが大事だと思ひますので、関係各省とも協議しながら、正確な情報をつかむことにまず重点を置いてまいりたいと思ひます。

○冬柴委員 終わります。ありがとうございました。

○浜田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 裁判官の育児休業に関する法律について、幾つかの点について質問したいと思ひます。育児と仕事の両立を図るために今回育児休業制度を創設するということは、大賛成であります。

むしろ遅きに失したのではないかとさえ思ひます。本日は、この制度を有効ならしめる立場、絵にかいたもちにしないという立場から、幾つかの点について質問したいと思ひます。

最初に、育児休業の請求権の法的性格についてお尋ねしますが、法第二条は、承認の請求を、そしてそれに対して最高裁判所の承認という法形式を踏んでおります。ただ、第三項に、著しく困難である場合を除き、最高裁判所は承認しなればならないと書かれております。

この育児休業請求権は法的にはどういう権利か、形成権とか請求権とかいろいろありますが、どうお考えですか。

○濱崎政府委員 この制度は、この法案で定められております要件を満たす場合において、裁判官に最高裁判所に対して育児休業の承認を請求することができるといふ権利を認めたものでございまして、その請求がされた場合には、最高裁は特段の事由がない限りその請求を承認しなければならぬということにしているわけでございまして。

○木島委員 先ほども質問されておりましたが、著しく困難な場合には認めないことができないという法構造になっているわけでありまして、どういふ場合が著しく困難な場合かという質問に対して、一概にどういふ場合か難しい、言いにくいとおっしゃれましたが、そこをはっきり言ってもらわないと非常にこの実効性について問題が将来出てくるわけですね。特に裁判官の場合には、代替がきかない、臨時補充がきかないという性格のものでありますだけに、ちよつとそこを、どういふ場合が想定されるのか答弁していただきたいと思ひます。

○濱崎政府委員 先ほども他の委員の御質問に御答弁したように、これは具体的に事案に応じて最高裁判所において判断される問題でございますので、私どもの方からこういう場合には当たるといふように確定的に申し上げにくい問題でございまして、御指摘のように、裁判事務が具体的に滞るということについてはいけないわけでございまして

ので、その代替の措置をとることができないような場合ということが考えられると思います。

したがって、例えば裁判官の数が極めて少ない裁判所において急にあしたから育児休業をとるという請求がされたような場合に、これはやはり「著しく困難である場合」に当たるのではないだろうかというふうに考えております。

○木島委員 急に養子縁組をして育児が必要だという場合にはあしたからということもあり得るかと思うのですが、出産育児の場合は事前に産前産後の休暇というのが想定されるわけでありまして、きょうのあしたというのはほとんど考えられないわけですね。

先ほどの御答弁によりまして、育児休業を請求された裁判官がいて穴があいた場合には、同じ裁判所の中だけではなくてその裁判所からのてん補も考える、あるいは全国的な人事配置も考えて穴を埋めていきたいというふうにおっしゃっていただきましたが、これは最高裁判所にこの法律ができたときの運用についてお聞きしたいのですが、そういう態勢で育児休業権を保障するための万全の態勢をとるといふ構えかどうか、御答弁願いたいと思います。

○泉最高裁判所長官代理者 今御指摘のとおり、急に申し出たような極端な場合を除きまして、通常の場合には育児休業をとっていただけるよう私どもとしては万全を期したいと思っております。所属裁判所内での裁判官の配置がえでありますとか、事件の配点、それから本庁からの応援、こういった応援態勢を組むことによって全員にとっていただくよう運用してまいりたいと思っておりますし、また、その旨該当の裁判官にはPRをしてまいりたい、このように考えております。

○木島委員 そうすると、重ねてお聞きしますが、急に請求がなされた場合でなくあらかじめ想定されていたような出産育児休業請求の場合などについて、裁判所としてはこの「著しく困難」で認められないというのはどんな場合を想定しているのか、あるいは考えられるでしょうか。

○泉最高裁判所長官代理者 この「著しく困難」という言葉は、これは一般の公務員の育児休業法案にも入っている言葉でございまして、それとの整合性を保つたために入れられたかと思えますけれども、裁判所といたしましては、通常の出産でもってあらかじめ申し出ていただく場合につきましても、万全の態勢をとりますので通常は考えられない、とりこいということは通常は考えられない、こういうふうにして思っております。

○木島委員 日本において裁判官はいずれも多数の事件を抱えて裁判業務に従事しているわけでありまして、休暇をとるといふことは必ず穴があくことは間違いないわけでありまして、その補てんということは必ず想定されるわけであります。

今御答弁にありましたように、めったに著しく困難ということが考えられないということであります。若干安心いたしました。ひとつ気楽に育児休業を請求できる雰囲気をつくっていただきたい。人事配転などを考えるあるいは全国的な人事の配転をしてその裁判官の穴を埋めるということをやっていたのは大変なことでありまして、が、そうしますと逆に育児休業を請求する個々の裁判官から見ると、非常な精神的な負担になりかねないわけでありまして、自分が休むことによって裁判所の人事が、全体が動かされるということを考えてみると、逆にそれが請求権を行使するのを阻害する精神的な要因になろうかと思っております。これは運用の問題であります。ひとつ気楽に後の裁判所の態勢など考えなくて当該裁判官が請求できるような体制、雰囲気は裁判所にはつくっていただきたいと思っております。

次に、この育児休業権を実効あらしめるために非常に大事なものは、やはり有給が無給かという休業期間中の給与の問題だと思っております。民間の労働者に与えられる育児休業、それから国家公務員、地方公務員に与えられる育児休業、いずれも官民労働者からは有給の要求が非常に強いことは法務省、裁判所も御存じのとおりかと思

います。

先ほど同僚委員から憲法とのかかわりが指摘をされておりました。私も、この法第四条で「育児休業の期間中報酬その他の給与を受けない」ということをうたい込むことと、憲法七十九条の第六項、これは最高裁判所の裁判官についての規定、八十条の第二項、下級裁判所の裁判官に関する規定、「この報酬は、在任中、これを減額することができない」という規定があるわけですが、既に御答弁にありましたように、これは司法権の独立、その中核である裁判官の身分保障、また裁判官の身分保障の中で一番大事な給与、俸給、報酬について、いかなる理由があろうとも減額してはならないということ憲法が定めたものでありまして、大変重い憲法事項だと思うわけであり

ます。先ほど憲法に触れないのかという質問に対して、答弁の中で二つの理由を私はお聞きをいたしました。一つは、官民労働者とのバランス論、そしてもう一つは、自由な意思によって育児休業を請求する、そういう理由で憲法問題はクリアできるという答弁だったようにお聞きしますが、官民労働者とのバランス論は通用しないわけですね、この憲法は、司法権の独立、裁判官の身分保障というほかの一般の民間労働者や官公労働者にはない憲法上の規定ですから、官民が無給だから裁判官も無給でいいという理屈は全然憲法上通らないわけですね。

もう一つは、自由な意思で請求するんだから無給でもいいではないかというふうに私聞こえたのですが、先ほど指摘の裁判所法第四十八条、「裁判官は、公の弾劾による場合」または「心身の故障のために職務を執ることができない」と裁判された場合、「いわゆる分限です、場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない」という裁判所の規定があります。この規定をどう解釈するかについて裁判所事務総局は、「裁判所法逐条解説」という本を出版されているのですが、その中の論

述を読みますと、免官、転所、職務の停止については本人の意思に反してはならない、だから本人の意思に反しなければいけないというふうに読むが、報酬の減額は憲法上本人の意思に基づいても許されないと解されるから、本人の意思に反しない処分としては免官、転官、転所のみである、こうはつまり最高裁判所事務局はうたっているわけですね。ですから、この憲法七十九条、八十条の解釈、裁判所法四十八条の解釈は、裁判所当局としては、もう本人の意思にかかわらず報酬の減額をしてはならないんだというふうに解釈していたのではないかと思うのです。

そこでもう一步突っ込んで、それでも今回の育児休業期間中は報酬を与えないということが憲法に触れないということの説明していただきたい。○濱崎政府委員 先ほど御答弁申し上げたことと若干重複するかもしれませんが、今回の制度は、裁判官が育児のために職務に従事しないという状態を合法的に可能とする、これによって裁判官の福祉の増進を図るということを一つの目的とする制度でございまして。先ほど、民間の育児休業制度及び国家公務員の育児休業制度においても無給だから裁判官も無給でいいという趣旨を申し上げたわけではございません。民間及び一般の公務員について、そういう必ずしも給与が保障されないという形で育児休業が制度化され、あるいはそれより上というところ、少なくとも現在のところでは育児休業期間中は給与を支給しないという制度自体が不当なものではないというふうに一般に認識されているということではなからうかというふうに考えているわけでございます。そういう状況も一つの根拠としてこの制度が憲法の規定に抵触するものではないということをお申し上げたつもりでございます。それだけを理由として申し上げたつもりではございません。

私どもが考えておりますところは、要するに、この憲法の規定の趣旨が、裁判官が職務に専念すること、この差しきわりにならないようにして裁判官の身分保障を具体化し、司法の独立を

確保するという趣旨から設けられた規定であつて、そういう状態の中で裁判官が無給ということを知の上で自由に選択をするという制度である、しかも、一たん育児休業に入りました後においても、その必要がなくなったあるいは有給状態であるところの職に復したいという場合には、いつでも申し出ることに従つて最高裁判所はその取り消しをするという制度になっておりました、この育児休業状態に入るかどうか、そしてそこから離脱するかどうかということは、全く裁判官の自由意思にゆだねられていたこととてございませう。

御指摘の、裁判官の意思によつても給与を減額されないという最高裁判所事務当局の編まれた解説の考え方、これは私も承知しておりますが、これはあくまでもこういう育児休業といった状態を念頭に置かない状況で書かれたものでございませう。また、任意に裁判官の同意を得て給与を減額するということを一般的に広く認めるということになりますと、場合によつては周りの事実上の圧力によつてそういう状態に裁判官が追い込まれるということもあり得ないわけではないわけでございますので、裁判官が同意すれば個々の裁判官について給与を減額してよいという制度を導入することは大いに問題があると思つてございませう。この育児休業制度に限つて申しますれば、周りがから懇意されて育児休業に入るといふようなことはおおよそ考えがたいわけでありませう。そういう意味で、完全な自由な意思による育児休業制度の取得ということが確保される、制度そのものの性質としてそういうものであらうと思つてございませう。したがつて、これが導入されれば一般に、同意があれば給与を減額してもいい、あるいは無給としてもいいということになるが、育性質のものではない。あくまでも今回導入する育児休業という場面に限つてこれは憲法の趣旨に抵触しないものであるといふに考へてゐるわけでございます。

○木島委員 時間がありませんからそのくらいに

とどめておきますが、将来の問題をお聞きします。

別途論議されておる国家公務員の育児休業等に関する法律案の附則によりますと、女子教育職員それから看護婦、保母等の職員に対しては当分の間育児休業給を支給するという、これは既得権をこういう形で保障する仕組みになっているのです。将来民間労働者あるいは官公労働者の中の要求が高まり、法制度としてもそちらの方の労働者が有給という制度がつくられた場合には、裁判官についても報酬を与えるという制度をつくるつもりがあるかどうか、一言お聞きしたい。

○濱崎政府委員 一般の公務員の育児休業制度におきましては、民間の育児休業制度の運用の実態を反映して、人事院の意見等を踏まえて適正に対応されるものであるといふふうに考へております。もし、将来一般の国家公務員について育児休業期間中に一定の給与あるいは手当を支給するということになりました場合には、裁判官の報酬法第十條の規定の趣旨にかんがみまして、裁判官についても同様の法的な措置を講ずる所存であります。

○木島委員 第六條の不利取り扱いの禁止について簡単に御尋ねをいたします。

第七條によりますと、退職手当に関しては、育児休業の期間については二分の一カットするということになるようであります。在職期間が算定の根拠になるものでこの退職手当以外のものにどんなものがあるのか、まずお知らせください。

○濱崎政府委員 急な御質問でございませうので全体を把握しておりませんけれども、例えば先ほど御答弁申しましたように、判事の任命資格でございませうとか、判事補の特権に関する特例法のいわゆる特例判事補の指定の資格でございませうとか、あるいは簡易裁判所の判事の任命資格とか、そういう場面で在任期間という概念が用いられております。

○木島委員 一点だけ質問をして終わります。育児休業期間中に報酬の号が上がるといふこと

は考えられると思うのです。特に若い判事補の場合には、一年間休んでいるとその間に同僚の判事が二階級ぐらい号が上がるといふことも理屈の上ではあると思うのですが、そういう場合は差別しない、育児休業期間中といへども身分はほかの同僚の判事と同じように号を上げるといふようにこの第六條の不利取り扱いをしないという条文を解釈してよろしいですか。それだけお聞きして終わります。

○濱崎政府委員 この六條の不利取り扱いの禁止の規定の趣旨の中には、当然に育児休業をとつても同僚の裁判官と号俸の昇進について同じ取り扱いはされるということとを直接規定したものではありません。個々の裁判官にどういふ号俸の報酬を支給するかということ

は、最高裁判所においてその地位に対する責任の度合いとかあるいは経験年数等を考慮して個別的に決定される問題でございまして、この不利取り扱いを禁止する規定に基づいて例えば育児休業をしたことによつて号俸を下げるのか、そういうことは認められませんが、同期と同様になるということとが当然にこれに含まれてゐるものではないといふふうに考へております。

ただ、最高裁判所の運用においては、この育児休業制度の趣旨を十分に考慮に入れられてそういう昇給管理、判断をされるものであるといふふうに考へております。

○木島委員 終わります。

○浜田委員長 これにて三案に対する質疑は終局いたしました。

○浜田委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

とおり可決すべきものと決しました。次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○濱田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、裁判官の育児休業に関する法律案について採決いたします。

○濱田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○濱田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○濱田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十分散会

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。第十五条中「百七十七万」を「百二十四万七千円」に、「九十五万八千円」を「百一十二万二千円」に改める。別表を次のように改める。

別表(第二関係)

判 事 補	判 事	区 分	
		最高裁判所長官	報酬月額
一 号	一 号	最高裁判所判事	二、一四、〇〇〇円
二 号	二 号	東京高等裁判所判事	一、五四一、〇〇〇円
三 号	三 号	その他の高等裁判所判事	一、四七四、〇〇〇円
四 号	四 号	最高裁判所判事	一、三六五、五〇〇円
五 号	五 号	東京高等裁判所判事	一、二二三、一〇〇円
六 号	六 号	その他の高等裁判所判事	一、〇八七、〇〇〇円
七 号	七 号	最高裁判所判事	一、〇二一、〇〇〇円
八 号	八 号	東京高等裁判所判事	八五五、〇〇〇円
九 号	九 号	その他の高等裁判所判事	七三九、〇〇〇円
十 号	十 号	最高裁判所判事	六六六、〇〇〇円
十一 号	十一 号	東京高等裁判所判事	五九九、〇〇〇円
十二 号	十二 号	その他の高等裁判所判事	五四一、〇〇〇円
一 号	一 号	最高裁判所判事	四三五、一〇〇円
二 号	二 号	東京高等裁判所判事	三九七、〇〇〇円
三 号	三 号	その他の高等裁判所判事	三六八、〇〇〇円
四 号	四 号	最高裁判所判事	三三六、一〇〇円
五 号	五 号	東京高等裁判所判事	二九八、五〇〇円
六 号	六 号	その他の高等裁判所判事	二七八、二〇〇円
七 号	七 号	最高裁判所判事	二六七、四〇〇円
八 号	八 号	東京高等裁判所判事	二四二、五〇〇円
九 号	九 号	その他の高等裁判所判事	二二三、四〇〇円
十 号	十 号	最高裁判所判事	二一九、二〇〇円
十一 号	十一 号	東京高等裁判所判事	二二〇、七〇〇円
十二 号	十二 号	その他の高等裁判所判事	八五五、〇〇〇円
一 号	一 号	最高裁判所判事	七三九、〇〇〇円
二 号	二 号	東京高等裁判所判事	六六六、〇〇〇円
三 号	三 号	その他の高等裁判所判事	五九九、〇〇〇円
四 号	四 号	最高裁判所判事	五四一、〇〇〇円

簡易裁判所判事

五 号	四五五、三〇〇円
六 号	四三五、一〇〇円
七 号	三九七、〇〇〇円
八 号	三六八、〇〇〇円
九 号	三四二、四〇〇円
十 号	三一六、一〇〇円
十一 号	二九八、五〇〇円
十二 号	二七八、二〇〇円
十三 号	二六七、四〇〇円
十四 号	二四二、五〇〇円
十五 号	二二三、四〇〇円
十六 号	二一九、二〇〇円
十七 号	二二〇、七〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六十三万七千円」を「六十六万六千円」に改める。
別表を次のように改める。
別表(第二関係)

検 事	検 事 補	区 分	
		検事総長	俸給月額
一 号	一 号	検事長	一、五四一、〇〇〇円
二 号	二 号	次長検事	一、二五七、〇〇〇円
三 号	三 号	東京高等検察庁検事長	一、三六五、五〇〇円
四 号	四 号	その他の検事長	一、二五七、〇〇〇円
五 号	五 号	最高裁判所判事	一、二二三、一〇〇円
六 号	六 号	東京高等裁判所判事	一、〇八七、〇〇〇円
七 号	七 号	その他の高等裁判所判事	一、〇二一、〇〇〇円
八 号	八 号	最高裁判所判事	八五五、〇〇〇円
九 号	九 号	東京高等裁判所判事	七三九、〇〇〇円
十 号	十 号	その他の高等裁判所判事	五四一、〇〇〇円
十一 号	十一 号	最高裁判所判事	四三五、一〇〇円
十二 号	十二 号	東京高等裁判所判事	三九七、〇〇〇円
十三 号	十三 号	その他の高等裁判所判事	三六八、〇〇〇円
十四 号	十四 号	最高裁判所判事	三三六、一〇〇円
十五 号	十五 号	東京高等裁判所判事	二九八、五〇〇円
十六 号	十六 号	その他の高等裁判所判事	二七八、二〇〇円
十七 号	十七 号	最高裁判所判事	二六七、四〇〇円
十八 号	十八 号	東京高等裁判所判事	二四二、五〇〇円
十九 号	十九 号	その他の高等裁判所判事	二二三、四〇〇円
二十 号	二十 号	最高裁判所判事	二一九、二〇〇円
二 号	二 号	東京高等裁判所判事	二二〇、七〇〇円
一 号	一 号	その他の高等裁判所判事	八五五、〇〇〇円
二 号	二 号	最高裁判所判事	七三九、〇〇〇円
三 号	三 号	東京高等裁判所判事	六六六、〇〇〇円
四 号	四 号	その他の高等裁判所判事	五四一、〇〇〇円
五 号	五 号	最高裁判所判事	四三五、一〇〇円
六 号	六 号	東京高等裁判所判事	三九七、〇〇〇円
七 号	七 号	その他の高等裁判所判事	三六八、〇〇〇円
八 号	八 号	最高裁判所判事	三三六、一〇〇円
九 号	九 号	東京高等裁判所判事	二九八、五〇〇円
十 号	十 号	その他の高等裁判所判事	二七八、二〇〇円
十一 号	十一 号	最高裁判所判事	二六七、四〇〇円
十二 号	十二 号	東京高等裁判所判事	二四二、五〇〇円
十三 号	十三 号	その他の高等裁判所判事	二二三、四〇〇円
十四 号	十四 号	最高裁判所判事	二一九、二〇〇円
十五 号	十五 号	東京高等裁判所判事	二二〇、七〇〇円
十六 号	十六 号	その他の高等裁判所判事	八五五、〇〇〇円
十七 号	十七 号	最高裁判所判事	七三九、〇〇〇円
十八 号	十八 号	東京高等裁判所判事	六六六、〇〇〇円
十九 号	十九 号	その他の高等裁判所判事	五四一、〇〇〇円
二十 号	二十 号	最高裁判所判事	四三五、一〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の育児休業に関する法律案
裁判官の育児休業に関する法律

第一条 この法律は、育児休業に関する制度を設

けて子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とする。

(育児休業の承認)

第二条 裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、育児休業(裁判官が、この法律の定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するため、その子が一歳に達するまでの期間内において、職務に従事しないことをいう。以下同じ)をすることができ、ただし、育児休業の承認の請求に係る子について既に育児休業をしたことがある場合(最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除く)、配偶者がこの法律により育児休業をしている場合その他最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする裁判官は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、最高裁判所に対し、その承認を請求するものとする。

3 最高裁判所は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした裁判官の事務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第三条 育児休業をしている裁判官は、最高裁判所に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第四条 育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その育児休業の期間中報酬その他の給与を受けない。
(育児休業の承認の失効等)

第五条 育児休業の承認は、次に掲げる場合には、その効力を失う。
一 当該育児休業をしている裁判官が産前の休業を始め、又は出産した場合
二 当該育児休業をしている裁判官が裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三十七号)第三十九条の規定により職務を停止された場合
三 当該育児休業に係る子が死亡し、又は当該育児休業をしている裁判官の子でなくなった場合

2 最高裁判所は、次に掲げる場合には、育児休業の承認を取り消すものとする。
一 当該育児休業をしている裁判官から育児休業の承認の取消しの申出があつた場合
二 当該育児休業をしている裁判官が当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合
三 その他最高裁判所規則で定める場合

(不利益取扱いの禁止)
第六条 裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(退職手当に関する育児休業の期間の取扱い)
第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項(最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)第三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定の適用については、育児休業をした期間は、国家公務員退職手当法第七条第四項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(最高裁判所規則)
第八条 この法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則
この法律は、平成四年四月一日から施行する。

理由
最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するため、裁判官について育児休業に関する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年十二月二十一日印刷

平成三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P